

# 国際法上の紛争処理の断片化と 紛争の拡散<sup>1</sup>

—チャゴス諸島海洋保護区仲裁事件を素材として—

西元宏治

はじめに

2015年3月15日、インド洋の島嶼国家であるモーリシャスとイギリスの間で争われたチャゴス諸島海洋保護区に関する国連海洋法条約(UNCLOS) 付属書Ⅶに基づく仲裁裁判の判決が公表された<sup>2</sup>。

本件仲裁の進行とその判決の公表は、同時期に訴訟が進行した南沙諸島をめぐる仲裁裁判と比較して日本国内ではあまり関心を集めるものではなかった。しかし、両者は、義務的管轄権を有する国際海洋法裁判所(以下、ITLOS)の場において、ともに長年にわたる領有権紛争を背景に、一定の海域に対する沿岸国の措置との整合性を問うことを訴訟の主題としている点で類似性を有している。また両者はともに、一方の当事国が国際裁判の

1 本稿は『平成28年度外務省外交・安全保障調査研究「インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障『カントリー・プロファイル』研究報告(国際法研究会)』(日本国際問題研究所, 2017年)の一部として公表した拙稿に、第80回国際判例事例研究会(2015年12月18日)及び外務省国際法政策研究会(2018年10月17日)における報告に基づき大幅に加筆・修正を行なったものである。研究会の場でコメントをくださった方々に感謝申し上げます。なお紙幅の関係上、判決及び反対意見の該当箇所は小見出しに示すこととし、脚注は最小限に止めた。

2 Chagos Marine Protected Area Arbitration (Mauritius v. United Kingdom), PCA Case No. 2011-03, Award of 18 March 2015 [hereafter *Chagos Award*].

利用を通じて、紛争の一部の局面について拘束的な判断を求めながらも、紛争の解決自体よりも、自国に有利な国際世論や交渉環境の形成を目的とする、いわゆる「現代型訴訟」を志向する裁判の利用にも見受けられる<sup>3</sup>。

本件判決は、直接にはイギリスがチャゴス諸島周辺に設定した海洋保護区（MPA: Maritime Protected Area）と UNCLOS の適合性が争われた事案であった。本件仲裁廷は、当事者の主張を検討した結果、同条約の2条3項（領海の法的地位）、56条2項（EEZにおける沿岸国の権利、管轄権及び義務）、194条4項（海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置）の違反を認定した。

他方で、申立国であるモーリシャスが求めたイギリスの「沿岸国」としての地位の確認については管轄権外として判断が下されず、さらに上記に違反する形で設置された MPA の存続が認められたこともあり、本判決後も当該 MPA をめぐる両国の対立は収束することなく、2017年6月の国連総会の決議を経て、ICJ に対して改めて、チャゴス諸島の分離自体の国際法上の合法性について勧告的意見が求められることになった。

また本件は、脱植民地化の文脈のなかで宗主国と旧植民地の間で発生した領域主権の変動に関して国際裁判の場で両者の見解が交わされた稀有な事例でもある。さらに、本件仲裁の直接の契機となったイギリスによる MPA の設定をめぐる背景には、チャゴス諸島の一部であるディエゴ・ガルシア島の軍事基地としてのアメリカへの租借とその延長や同国政府による先住民であるチャゴス人の立ち退き措置の合法性や補償、そして帰還運動をめぐる国内裁判所の帰趨などの影響の存在が指摘されており、チャゴス諸島をめぐる紛争は、モーリシャスとイギリスとの政府間の対立や同諸島の領有権の帰属といった単一の論点に還元することが困難な「複合紛争」の様相を呈している。

---

3 国際社会の裁判化に伴う「現代型訴訟」の増加については、小寺彰「国際社会の裁判化」『国際問題』No. 597（2010年12月）3頁。

国際社会の「裁判化」と呼ばれる現象が多数国間条約による国際法規の定立とその条約体制に埋め込まれた各種の紛争処理・履行確保手続の整備という「国際法の断片化」という形で進行しているなかで、国際裁判の利用件数の増加は、既存の国際法規の解釈実践を集積させ、国際法学においても各種の判決における国際法上の概念や条文解釈適用の一貫性や整合性の検証が積極的になされている。その一方で、こうした国際紛争処理手続における国際法の解釈・適用が当該紛争を改善・解決に導くものであったのかについては必ずしも十分な関心が払われていない。

本稿は、本件仲裁の背景・経緯、仲裁判決の概要ならびに判決を受けての両国間の外交の推移を紹介することを通じて、国際社会における国際法の解釈適用に基づく紛争処理手続の現状と課題を明らかにするためのひとつの素材を提供することをその目的とする。

## I. 本件仲裁判決の概要

### 1. 事件の背景・経緯

#### (1) モーリシャスとチャゴス諸島をめぐる歴史的背景 (paras. 54-60)

モーリシャスは、インド洋の南西に位置する島嶼国家であり、主にモーリシャス島、ロドリゲス島、アガレガ島によって構成される。チャゴス諸島は、モーリシャスの南東の沖合に位置し、無数のサンゴ環礁によって構成され、同諸島中最大の島が南西部に位置するディエゴ・ガルシア島である。

モーリシャスは15世紀にポルトガル人によって発見された。1715年にフランスは、モーリシャスをフランス島として同国の植民地としたのち、18世紀半ばまでにチャゴス諸島を調査・取得し、フランス島の属領 (dependency) として統治した。

1810年、イギリスはフランス島を取得 (capture) し、現在のモーリ

シャスと改名し、1814年パリ条約でフランス島とその付属島嶼の全てが同国に割譲された。

(2) チャゴス諸島の分離に至る経緯 (paras. 69-99)

第二次世界大戦後、モーリシャス労働党を中心に自治権拡大の動きが強まり、1959年には完全独立を目指すことが公然と掲げられるようになった。1963年以降、独立に向けたイギリスとの交渉が行われ、同国は1968年3月に独立を果たした。

モーリシャス独立の動きと並行して、イギリスは、モーリシャスからチャゴス諸島を分離し、同国の統治下に止める提案の準備を進めた。1964年に同諸島に防衛施設を設置する計画がイギリス＝アメリカ間で協議され、イギリスは同諸島をモーリシャスから分離し、直接統治することによって用地を提供することが決定された。その後、両国の合同調査によってディエゴ・ガルシア島が候補地として選定され、モーリシャス側に対して、同諸島分離の提案と受入条件について話し合いがもたれた。

モーリシャスは、当初、鉱物資源に関する権利や漁業権の保障を条件とするアメリカに対する直接の長期貸与の意思を示したが、アメリカ側が同国からの直接貸与を望まないとして提案は退けられた。その後の同国とイギリスとの交渉においても、同国は分離に対する補償についてアメリカの関与を求めたが、イギリスは、アメリカから妥協を得るのが困難であるとして補償金の増額と国防上の必要がなくなった場合にチャゴス諸島を返還することを約束することで応じた。これらの会合の記録のなかには、当時のイギリス首相による分離に関する補償交渉の独立への影響や交渉によらない一方的な分離の可能性を指摘する発言についての記録が残されている。

一連の会合の結果、1965年9月23日の午後、イギリス政府の一定の行為と引き換えにチャゴス諸島の分離についての暫定的合意がまとめられた。その後、いくつかの追加修正が行われ、以下の諸点について「ランカスタ

ー・ハウスにおける約束 (Lancaster House Undertakings 以下、1965年合意)」としてまとめられた。

- (i) イギリスとモーリシャス間の防衛協定の交渉を行う。
- (ii) (中略)
- (iii) モーリシャス政府に対して土地所有者への直接補償やチャゴス諸島住民の移住のための費用を補償する。
- (iv) イギリス政府は、アメリカ政府に対してモーリシャス政府が希望する砂糖の輸入や小麦その他の供給に関するコンセッションについて周旋を行なう (should use its good offices)。
- (v) (中略)
- (vi) イギリス政府は、アメリカ政府に対して次の事項につきモーリシャス政府が可能な限り利用できる (as far as practicable) よう周旋を行なう (should use its good offices)。
  - (a) 航海・気象観測施設
  - (b) 漁業権
  - (c) 緊急時及び給油のための滑走路の利用
- (vii) 同諸島における施設の必要性がなくなった場合には、同諸島はモーリシャスに返還される。
- (viii) チャゴス諸島及びその周辺における鉱物・石油資源の利益は、モーリシャスに帰せられる。

この文書の作成を受け、イギリス政府は対米交渉を行ない、モーリシャス政府は閣僚会議においてチャゴス諸島の分離に対する同意を確認した。1965年11月8日、イギリスは枢密院勅令によって、チャゴス諸島をモーリシャスから分離し、イギリス領インド洋地域 (BIOT: The British Indian Ocean Territory) を設置した。そして、同国は、1966年には同諸島に含まれるディエゴ・ガルシア島をインド洋における戦略的な拠点とすることを求めるアメリカに対して50年を期限として租借することに合意した。

### (3) チャゴス人の退去 (paras. 88-99)<sup>4</sup>

1965年の分離当時、チャゴス諸島には約1360名の住民がいたが、上記の

合意に基づき、1968年から1973年の間に土地の買収が行われ、同諸島からの住民の退去が進められ、イギリスによって、事実上、同諸島への立ち入りを禁止する措置が取られた。

住民の移住や補償についてもイギリス＝アメリカ間で話し合いがもたれ、1972年には総額65万ポンドの移住に関する費用の補償が行われた。1975年に旧住民によってイギリス国内裁判所で開始された訴訟は、1982年にイギリスが400万ポンドを旧住民のために設立された基金に支払うことで和解が成立した。

しかし、1990年代後半からイギリス国内でアメリカへの租借に際して同諸島を追われた旧島民であるチャゴス人による帰還権を巡る訴訟が数度にわたり提起され、政府は、旧島民の帰島を阻止するための対応を迫られることになった。

#### (4) モーリシャス独立後のチャゴス諸島をめぐる分離後の両国関係 (paras. 100-125)

1968年から1980年の間、モーリシャスは外交の場においてチャゴス諸島の問題を提起することはなかった。1982年の政権交代によって、チャゴス諸島の分離の経緯への関心が高まり、議会に設置された委員会による調査が実施された結果、分離に至る経緯において「脅迫的要素 (blackmail element)」が認定され、分離が国連憲章に違反するものであるとの結論が下された。以後、モーリシャスは、国連や二国間の協議の場でチャゴス諸島に対する領有権を主張するようになった。

他方で、イギリスは、こうした動きに対して現時点においてチャゴス諸島はイギリスの主権の下にあると応じるのみであった。

---

4 アメリカへの租借に伴うチャゴス人の取り扱いやその後のイギリス国内裁判所及び欧州人権裁判所における訴訟の詳細については、Stephen Allen, *The Chagos Islanders and International Law* (Harr Pub. Ltd., 2014), pp. 131-283参照。

モーリシャスは、1984年にEEZに関する規則を制定し、チャゴス諸島周辺にEEZを設定した。この際、イギリスは、これに対して抗議を行なっている。他方で、イギリスが1997年にUNCLOSに加入する際にBIOTをその適用範囲に含めた際には、モーリシャスによる抗議は行われなかった。また、モーリシャスは、2005年に海洋法の大幅な改正を行なうとともに、チャゴス島周辺海域を含め基線の設定を行ない、それらに基づく基線及び海図を国連に寄託した。これに対してイギリスは、2009年に国連に寄託された情報にチャゴス諸島が含まれていることに抗議したが、モーリシャスはBIOTの存在を承認しない旨、国連に伝達した。

(5) 漁業権に関する二国間関係 (paras. 112-125)

領有権問題が顕在化した後も、1965年合意で取り決められたチャゴス諸島周辺におけるモーリシャスの漁業権は一貫してイギリス当局によって認められてきた。

モーリシャス総督、BIOTとアメリカの関係当局が漁業の制限の方式について意見交換を行ない、BIOT弁務官は、1969年にBIOTの領海に接続する水域に漁業水域を設定した。1971年4月に同弁務官は、12海里内の商業漁業を一般的に禁止し、伝統的な漁業のみを許可することとした。1971年7月に駐モーリシャスのイギリス高等弁務官事務所は、モーリシャスに対して、同国漁民は、1965年合意に基づき漁業の禁止が免除され、チャゴス諸島に接続する9マイルの海域で漁業を継続することが出来る旨、伝達した。この取り扱いが法令の正式な適用であるかは記録からは明らかではないが、BIOT行政官は、モーリシャスは同国の一部であったBIOTにおいて伝統的な漁民であることが認められると報告している。

いずれにしても、両当事国間には、モーリシャスの旗船が3海里から12海里の水域で漁業が行なえることについて合意が存在した。1980年代に入り、モーリシャス船による入域制限違反が明らかになり、1984年に漁業免

許制度が導入された。その結果、モーリシャス漁船は、免許取得に際して、漁業の種類と水域を明らかにすることになった。1991年にイギリスはモーリシャスに対してチャゴス諸島沿岸200海里に「漁業保全管理水域 (FCMZ: Fisheries Conservation and Management Zone)」を設定すると通告した。その際、イギリスは、モーリシャスに対し、当該措置の意図が漁業規制によるマグロ資源などの保全にあること、伝統的漁業に従事するモーリシャスの漁民には、引き続き無償で漁業免許を提供することを伝えた。FCMZの制定後の1992年7月に、改めてイギリスからモーリシャスに対して、1965年の約束を尊重する (honoured the commitments entered into in 1965) 観点からモーリシャス船に対して無償で免許が付与されると伝達された。1994年、漁業資源保全のためにイギリス=モーリシャス漁業委員会が設立された。その際、同委員会の設立やその活動は、同諸島の領有権に関する両国の立場を害するものではないことが合意された。

2003年8月には、イギリスは、モーリシャスに対して、FCMZと同じ水域に「環境保護保全区 (EPPZ: Environmental Protection and Preservation Zone)」を設立する意図があることを伝え、同年9月には、EPPZの設定を行なった。翌年3月UNCLOS 75条に基づき国連事務総長に対して経緯度の表が提出された。これに対してモーリシャスは抗議を行なった。

## 2. 本件仲裁に関わる MPA 設立の経緯

### (1) MPA 提案の初期段階と両国の協議 (paras. 126-135)

2009年2月に英インデペンデント紙が巨大な海洋公園がチャゴス諸島で計画されていると報じた。この報道を受け、モーリシャス外務省は、改めて同諸島に対するモーリシャスの主権を主張するとともに、海洋公園がどのようなものであれ、その設立には、全ての関係当事国による国際法の尊重とモーリシャスの同意が必要であると主張した。



これに対してイギリス外務省は、BIOTはイギリスの主権の下にあることに疑いはない、とした上で、チャゴス諸島における海洋公園に関する提案は、イギリス政府によるものではなく、「チャゴス環境ネットワーク (CEN: Chagos Environment Network)」によるものであることやBIOTの自然環境の重要性や高水準の保全を歓迎する旨とともに、こうした高水準の環境保全は同諸島に住民の居住を認めず、BIOT当局やアメリカ軍の管理によって継続可能なものになるとの見解を示した。

2009年7月に開催された二国間協議では、イギリスは、過去15年間、ディエゴ・ガルシア島の環境保全に関する取り組みが強化されてきたこと、同諸島の周辺海域は、生物多様性の観点からも世界的に貴重で科学的にも価値のあるものとなっていること、こうした環境の保全が無住の地であることによって保たれていることなどを指摘した。さらに、CENによるMPAに関する提案の中には、「漁業の全面禁止 (no-take one for fishing)」も含まれていることも伝えられた。この際、イギリスは、漁業の全面禁止の提案は検討に値するものの、科学的な根拠は十分に確立していないため、他のMPAの実現に関する諸問題と同様、今後検討を要すべき問題であるとの立場を示している。また今後のイギリスの国内法に基づく市民協議 (a standard public consultation) を予定しているが、モーリシャスには事前に計画を伝える意思があること、またいかなる計画も欧州人権裁判所で係争中の事案の判決を害するものにならないように留意する旨の発言をしたことが記録に残されている。

モーリシャスは、こうした措置が事前に同国との協議を経ずに計画・公表されたことに懸念を示したものの、環境の保全保護や持続的発展は政府の方針でもあり、計画自体は歓迎するとの立場が示され、次回の二国間協議に向けた情報収集のために、両国の官僚と海洋科学者からなるチームの編成を提案し、この提案を検討することが合意された。協議後に出された共同声明では、MPAに関するイギリスの提案をモーリシャスは、「環境保

護に関する提案を原則として歓迎する (The Mauritian side welcomed, in principle, the proposal for environmental protection)」とともに、両国の専門家チームによって次回の二国間協議に向けて計画の問題点などを検討することに合意したことが確認された。

2009年11月10日、イギリスはMPAの設立に関する市民協議を開始した。同日、イギリス側からは、モーリシャスへの情報提供や協議なく、いかなる最終決定を行なう意思がないことが伝えられた。この際、モーリシャス首相は、同文書中の「原則としてMPAの設置に合意した (Mauritius have agreed in principle to the establishment of an MPA)」という表現について訂正を求め、旧島民の再移住について言及がないこと、漁業を完全に禁止することは再移住にも影響を与えること、また諸島の主権の問題についても言及がないことなどについて不満を表明した。さらに首相は、モーリシャスはBIOTの存在を認めておらず、MPAの設定はイギリスと同国の共同宣言によって行われるべきであり、イギリス国内での市民協議の結果に基づいて決定されるべきではないとの立場を伝えた。

## (2) コモンウェルス首脳会議からMPA設立まで (paras. 135-147)

2009年11月27日にトリニダード・トバゴで開催されたコモンウェルス首脳会議の際には、モーリシャス首相はMPAの計画に対して明確な反対の意思を伝え、チャゴス諸島に対する主権の観点からイギリス国内における市民協議の中止とともに、この問題について専ら二国間の協議によることを求め、2010年2月にはイギリス下院の外交委員会にこうした趣旨を示した書面を提出した。

モーリシャス側の記録によれば、この際、当時のブラウン首相 (労働党) は、上記の提案に応じたとされているが、イギリス側は、そのような回答はしておらず、両首相は、引き続きこの問題を二国間協議の場で話し合うことに合意したに過ぎないと主張した。

### (3) MPA の設立 (paras. 148-154)

2010年3月5日に市民協議は終了し、イギリス外務省は協議の結果を取りまとめた報告書を受け取った。その内容は多岐に及ぶものの、90%を超える回答者が、原則としてチャゴス諸島をMPAにする案を支持するものであったが、旧住民の再移住に関する問題をどのように扱うかについては相違点として残されていた。

この時点でも、イギリス政府内では、依然として政治・外交・その他関係省庁レベルで意見の隔たりが存在した。2010年3月30日に、BIOT行政官は、政務次官と外務大臣に対して、上記の報告書の公表と報告書の内容に基づいてMPAの設立への基本的な支持と推進の表明を促す報告書を提出したものの、同報告書では、現段階でBIOT弁務官にMPA設立の指示を出すことは求めなかった。BIOT弁務官と同行政官は、報告書公表後のモーリシャスの反応について駐モーリシャスのイギリス高等弁務官と協議した結果、現時点でのMPAの設定は二国間関係に深刻なダメージを与えることになるとの見解に達し、その旨、外務大臣にも伝達された。

しかし、イギリス外務大臣は、モーリシャス首相にMPAの設定が両国の関係やチャゴス諸島をモーリシャスに返還する約束、そしてチャゴス人の法的地位に影響を与えるものではないこと、市民協議の結果、MPAの設定が圧倒的多くの回答者に支持されたことを伝え、翌4月1日にはモーリシャス首相の抗議にも関わらず、MPAの設立を宣言した。

イギリスのMPA設立宣言に対して、モーリシャスは、改めてチャゴス諸島は同国の一部であり、その同意がないMPAの設定は国連総会決議に反し、チャゴス人の居住権の侵害である旨の抗議を行なった。さらに、今後、モーリシャス政府はMPAの存在を認めず、同国の主権を侵害して締結されたイギリス＝アメリカの租借協定が2016年に終了した際には返還されるべきであると主張した。

(4) MPA 設立後の協議 (paras. 155-157)

2010年4月6日には、イギリスで総選挙が宣言されたため、両国の協議は中断されたが、6月に総選挙の結果、保守党・自由党の連立政権が発足し、モーリシャスとの間での協議が再開された。

この際、モーリシャス大統領からは、軍事目的での基地の使用が終了した場合には、チャゴス諸島が同国に返還されるというイギリスの約束に関して、この約束は米ソの冷戦が続いている間のことと理解しており、冷戦が終結した以上、同諸島は返還されるべきである、あるいは、アメリカが基地使用を継続するとしても、同国に返還後、同国に直接賃料を払う形にするべきだとする見解が示された。

しかし、その後も MPA 設置について両国の見解の相違は解消されないまま、イギリスは MPA 内を全面的に禁漁とする措置を導入した。また同年12月には、WikiLeaks を通じて、イギリスとアメリカとの外交文書が漏洩し、その内容は当該 MPA の設置の意図が旧島民の帰還の阻止にあることを示唆するものであった<sup>5</sup>。

### 3. 本件仲裁判決の概要

こうした事態を受け、モーリシャスは、2010年12月にイギリスによる MPA の一方的設置と UNCLOS 及び関連する国際法との整合性を問うべく、UNCLOS 第XIV部の義務的紛争解決制度の手続の開始を申し立てた。申し立てに基づき、2011年3月には5名の仲裁裁判官が選出され<sup>6</sup>、常設仲裁裁判所 (PCA: Permanent Court of Arbitration) を事務局として審理が

---

5 本公電は、モーリシャス側によって本件手続に証拠の一部として提出された (Notification and Statement of Claim, 20 December 2010, Annex II)。

6 本件仲裁廷は、以下の5名によって構成された Professor Ivan Shearer (President; Australia), Judge Sir Christopher Greenwood CMG QC (UK), Judge Albert Hoffmann (South Africa), Judge James Kateka (Tanzania) and Judge Rüdiger Wolfrum (Germany)。

開始された。

(1) 仲裁手続における当事国の主張の概要 (paras. 158-159)<sup>7</sup>

① モーリシャスの主張

本件紛争を UNCLOS 上の「沿岸国」の権限に関わるものであるとして、当該 MPA の設置に関するイギリスの権限の否認と沿岸国としてのモーリシャスの地位の確認を求めるとともに、イギリスによる MPA の設定が 1965年にモーリシャスとイギリスの間で作成されたチャゴス諸島の分離に関する 1965年合意及び UNCLOS の諸規定に違反するものであるとして、以下の最終申立について判決を求めた。

**第 1 申立：**イギリスは、UNCLOS 2 条、55 条、56 条及び 76 条における「沿岸国」の地位を有しないので、MPA 又は、その他の海域を設定する権限を有さない。

**第 2 申立：**イギリスがチャゴス諸島に関してモーリシャスに対しておこなった約束 (commitment) を考慮して、モーリシャスが UNCLOS 56 条 1 項(b)(iii)及び 76 条(8)における沿岸国の地位を有していることから、イギリスは一方向的に MPA 又は、その他の海域を設定する権限を有さない。

**第 3 申立：**イギリスは、大陸棚延伸委員会に対して、同委員会がモーリシャスに対して UNCLOS 76 条の下でチャゴス諸島に関連する勧告を妨げ

---

7 当事国の主張の詳細と関連する法的論点については、吉田千枝子「海洋保護区の国際法上の位置付けについて：チャゴス諸島海洋保護区に関する仲裁裁判（モーリシャス対英国）を題材に」『上智法学論集』58 卷 3・4 号（2015 年）79-118 頁参照。また判決の概要については、同「判例研究 チャゴス諸島海洋保護区仲裁事件 [国連海洋法条約第 287 条及び附属書 VII に従って設置された仲裁裁判所 2015.3.18 判決]」『上智法学論集』61 卷 3・4 号（2018 年）155-168 頁も参照。

る、いかなる措置もとるべきではない。

第4申立：イギリスが企図するMPAは、UNCLOS 2条, 55条, 56条, 63条, 64条, 194条及び300条, ならびに1995年国連公海漁業協定7条における実体上・手続上の義務に合致しない。

## ② イギリスの主張

本件紛争は両国間の長年に亘る領有権紛争に由来するものであり、領有権紛争がUNCLOS 第IV部の義務的紛争解決制度の管轄権の範囲外にあり、本件仲裁廷はモーリシャスの申し立てを却下すべきであると主張した<sup>8</sup>。

また1965年にモーリシャスとイギリスの間で作成されたチャゴス諸島の分離に関する文書は、政治的な約束に過ぎず、イギリスはその内容に拘束されることはなく、イギリスによるMPA設置は関連する国際法に合致したものであるとした。

### (2) 管轄権に関する判決 (paras. 160-386)

本件仲裁廷は、管轄権について下記の理由に基づき以下の判決を下した<sup>9</sup>。

- ・モーリシャスの第1申立と第2申立について仲裁廷は管轄権を有しない(3対2)。
- ・第3申立についての紛争は存在しない(全員一致)。
- ・第4申立について、288条1項と297条1項(c)に基づき、MPAとイギリスとモーリシャスとの間の約束との関連でUNCLOS 2条3項と56条2項、またUNCLOS 194条及び300条の整合性を判断する管轄権を有する(全員一致)。

---

8 See also *Chagos Award*, paras. 28-34.

9 *Ibid.*, para. 547.

・イギリスによる第4申立に対する異議申し立てを却下する（全員一致）。

① 第1申立の検討（paras. 197-206）

モーリシャスの第1申立は、仲裁廷に対して UNCLOS で用いられている「沿岸国」という用語の解釈適用を求めている。条約では定義されていないが、条文からは、内陸国とは区別された、沿岸を有する国を指し示していることは明らかである。UNCLOS では、領域主権が争われている場合に「沿岸国」を特定することについてなんら指針を与えていない。また、戦争や分離によって、あるいは事実上の政府によって沿岸が実効的に支配されている状況や共同統治のような複雑な領域主権の態様についても何ら規定は置かれていない。これらの事案における UNCLOS のいうところの沿岸国の特定は、UNCLOS 以外の国際法の規則の適用を通じて決定される事項である。第IV部の下での本仲裁廷がこうした外在的な法を適用できるか否かは、UNCLOS の管轄権の範囲の問題である。この点について、イギリスは、モーリシャスの第1申立における主張に異議を申し立てている。

本仲裁廷の管轄権は、288条1項に規定されている。一般的な用語で規定されているが、第IV部3節の規定によって、288条1項は義務的紛争解決手続を特定の事項に限定している。3節では297条において、自動的に適用される義務的手続の制限や例外が規定され、298条では、国家が追加的にいくつかの事項を宣言によって義務的手続から除外することを認めている。

第1申立については、本仲裁廷の管轄権に297条における自動的な例外は関わらない。また、両当事国とも298条に基づく宣言をしていない。よって、第1申立に関する管轄権の決定は、第1申立の内容が「解釈適用に関する紛争」であるかにかかっている。問題は2つある。第1は、第1申立に示された紛争の本質は何なのか、という問題であり、第2の問題は、

288条1項が沿岸海域に対する権利及び義務を決定する際の必要な前提条件として、どの程度、領有権紛争について決定することが認められているのかである。

## ② 第1申立における紛争の性質 (paras. 207-212)

前述したように、イギリスは、モーリシャスの第1申立を「長年に亘る領有権に関する紛争をどこが沿岸国であるかという問題に人工的に再構成したと主張し、これに対して、モーリシャスは、UNCLOSの中で多用されている「沿岸国」という用語の解釈を求めているに過ぎないとする。

本仲裁廷は、当事国による紛争の構成に関心を払うものの、国際判例に基づき、客観的な基準に基づいて、紛争あるいは請求の目的を自ら決定する。本仲裁廷の見解では、当事国によって示されたモーリシャス議会における議論、その後のイギリスとの外交上のやり取りの記録は、明らかに両国間にチャゴス諸島の領有権に関する紛争が存在することを示している。遅くとも1980年代後半には、モーリシャスは、二国間や国連を含む様々なフォーラムで同諸島に対する領有権の主張を行っていた。モーリシャスは、同諸島が分離された事情や閣僚会議による決定の有効性を問題視し、憲法や各種の国内法にも領有権に関する主張を織り込んできた。本件の陳述においても領有権に関する主張が繰り返されている。

他方で、MPAの設定の仕方や1965年合意との関係でのMPAの意義に関しても紛争が存在する。この紛争は、領有権に関する紛争とは区別され、モーリシャスの第4申立との関連で更なる検討の対象となる。

最後に、両国は明らかに沿岸国の特定について異なる立場にある。しかし、当事国間の紛争の性質決定という目的のためには、紛争の諸要素の比重がどこにあるのかを評価しなくてはならない。当事国間の紛争が、領有権の問題を含む沿岸国という用語の解釈の問題なのか？あるいは、沿岸国としてのイギリスの行為はその表象に過ぎず、当事国間の主たる紛争は



領有権に関するものであるのか？ 主権をめぐる紛争については、大量の記録が存在している。対照的に、本件手続が開始される以前に、モーリシャスがイギリスがBIOTのためにUNCLOSを履行しているのかについて懸念を示した形跡はほとんどみられない。さらにモーリシャス自身が議論しているように、イギリスが沿岸国ではないと認定することは、MPAの有効性を超える問題でもある。

結論として、沿岸国の定義に関する第1申立は、チャゴス島の領有権というより大きな紛争の一側面として解されるべきものであると考える。

③ 沿岸における権利及び義務の決定と関連して、大陸又は島の領土に対する主権に関する問題を決定する本仲裁廷の管轄権 (paras. 213-221)

当事国の紛争の中心が領有権紛争であるという結論は、必ずしも管轄権の問題に対する回答ではない。紛争が付随的にUNCLOSが規律する事項に関わる場合、大陸又は島の領土に対する主権に関する288条1項の管轄権の範囲の問題が残される。

一連の手続の中で、当事国の議論は、起草者が領有権の問題に関する管轄権を考慮していたのか否か、あるいは、298条1項(a)(i)の反対解釈として領有権の問題が一般的にXV部の裁判所の管轄権に含まれるという解釈が支持されるのかについて費やされた。298条1項(a)(i)は、「大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要となる紛争については、当該調停に付さない」と規定し、締約国が海洋境界画定や歴史的湾の問題を義務的紛争解決手続から除外することは認めている。

本仲裁廷では、両国の議論の大部分が論点からずれたものになってしまっていると考えている。UNCLOSの交渉記録は、領有権紛争に関する管轄権の問題について明確な回答を与えない。交渉記録におけるこの問題への関心の欠如に対するシンプルな説明は、条約会議の参加者の誰もが長

期にわたる領有権紛争が、「この条約の解釈又は適用に関する紛争」と考えることを望んではいなかったということである。

UNCLOS の交渉では、義務的紛争解決手続に服する紛争の範囲について広範な議論が行われた。条約会議の参加者のなかの義務的紛争解決手続に対する不信は、297条における主権的権利又は管轄権の沿岸国による行使に係る紛争のカーブアウトに現れている。また298条1項(a)(i)では海洋境界を義務的紛争解決制度から除外し、強制調停に付されることになっている。領有権問題が有するセンシティブティを前提とすれば、もしUNCLOS の起草者が、海洋境界画定に関わるセンシビリティに対する懸念として義務的紛争解決制度から除外したのであれば、より根本的な問題である領有権について288条1項の下で異なる請求として取り上げられることを国家が受け入れることを期待することは合理的と言えるだろうか？

本仲裁廷は、起草者たちが、そのような請求をこの条約の解釈又は適用に関する紛争として提示しうるものとして意図していたならば、UNCLOS には、298条1項(a)(i)の海洋境界に関する紛争に見られるように、領有権に関する請求を裁判に付託することを望まない国に対して除外するための選択肢が用意されていたであろうと考える。

モーリシャスは、298条1項(a)(i)の反対解釈として、正反対の結論を導いている。モーリシャスは、大陸又は島の領土に対する主権に関する紛争は宣言をして強制調停から除外する必要がある、本件において、そのような宣言がなされていない以上、大陸又は島の領土に対する主権に関する紛争は義務的紛争解決制度に含まれると解する。298条1項(a)(i)は、海洋境界や歴史的権原に関する紛争への適用に関するものであり、その反対解釈は、大陸又は島の領土に対する主権に関する問題が海洋境界画定や歴史的権原に関する紛争に真に付随する場合には、XV部の下での裁判所の管轄に含まれるかもしれないという判断を支持するものに過ぎないという。

しかしながら、本件の場合はそのような紛争ではない。本仲裁廷の見解

では、「沿岸国」という用語を口実とした298条1項(a)(i)を領有権に関する事項に対する管轄権の根拠とすることは、バランスのとれた文面を作成し、主権的権利や海域に関する紛争を義務的紛争解決制度に付することに対する国家の明白なセンシビリティを尊重した起草者の意図の破壊である。

一般論として、UNCLOSの解釈又は適用に関する紛争が存在する場合に、288条1項により、裁判所又は仲裁廷は、必要に応じて、事実を認定し、付随的に法を決定する管轄権を行使する。真の問題や請求の目的が条約の解釈又は適用に関係しない場合、紛争と条約が規律する事項との関係が付随的な関係（*incidental connection*）は、紛争を全体として288条1項の範囲内の問題に含めて提起するには不十分である。

本仲裁廷は、付託された紛争について、わずかでも領有権に関する問題が付随する場合にカテゴリカルに管轄権を否定するものとは考えない。しかし、本件については、そのような事案ではなく、当事国間のチャゴス諸島の主権に関する紛争は、この条約の解釈又は適用に関する紛争ではない。したがって、第1申立に対する管轄権を有しないと判断する。

#### ④ 第2申立に関する管轄権（paras. 222-230）

第2申立において、本仲裁廷は、イギリスがチャゴス諸島に関してモーリシャスに対して行なった約束（*commitment*）を考慮して、モーリシャスがUNCLOS 56条1項(b)(iii)及び76条(8)における沿岸国の地位を有していることから、イギリスは一方向的にMPA又は、その他の海域を設定する権限を有さないことを宣言することを求められた。

イギリスは第1申立と第2申立は同じものであり、違いは第2申立はモーリシャスの領有権が回復された場合に関するものであることに過ぎないと主張する。モーリシャスによれば、第2申立は、第1申立とは区別されたものであり、また領有権に関する決定を必要とするものではなく、1965年合意は同国に対して沿岸国としての属性を付与するものであると主張し

ている。

本仲裁廷は、第1申立と第2申立が別の問題であるという点にはモーリシャスに同意するが、第2申立は、チャゴス諸島の領有権に関する紛争の存在を前提としなければ理解することができない。第2申立においてモーリシャスは、沿岸国としての権利を有していることを決定することのみを求めているとするが、そのような決定はイギリスが完全な主権を同諸島に対して有さないという認定を構成することになる。第1申立と同じように、本仲裁廷は紛争の重点について検討を行なう。この任務を行う上で、本仲裁廷は自らの役割を、申立書の文言の検討に止まるとは考えない。逆に、申立の文脈や紛争を立証するための主張の手法を検討する権限を与えられており、それを義務付けられている。再び、本仲裁廷は、当事国間の根底に存在する同諸島に関する領有権紛争が支配的な (predominant) 要因であり、沿岸国の問題は、より大きな問題の一面に過ぎないと考える。

本仲裁廷は、MPAの設定の手法について争いがあるのは認めるが、にもかかわらず、第2申立における真の請求の目的は、チャゴス諸島の主権に関するモーリシャスの請求を強化することにあると考える。したがって、若干の違いがあるとしても、本仲裁廷は、第1申立と同様に、第2申立も同諸島の主権に関するものであり、この申立について管轄権を有しないと結論する。

#### ⑤ 第4申立に関する管轄権 (paras. 231-323)

モーリシャスとイギリスの見解の相違は、本件MPAが「海洋環境の保護及び保全のための」措置であり、297条1項(c)に基づく管轄権の行使が認められるのか、あるいは、「EEZにおける生物資源に関する自国の主権的権利」の行使であって、297条3項(a)によって管轄権から除外されるのかにある。本仲裁廷は、まず、本件MPAの範囲と性格について検討する。

## (a) MPA の範囲と性格 (paras. 286-292)

イギリスによる MPA の設置は単なる漁業に関する措置とは認められない。イギリスは単に漁業免許の停止を措置として挙げたが、この措置の正当化にはより広範な理由が掲げられている。パブリックコメントの段階で、イギリス外務省は、この措置の意図・目的に関する問いに対して、単に漁業資源の保全だけでなく、サンゴ礁や陸上の環境保護の強化にあると回答し、その後の MPA の設立に関する BIOT 布告やイギリス外務省のプレスリリースにも、世界最大の MPA の設立によって、インド洋におけるサンゴ礁や生命多様性の保全が図られるとその意義が強調された。

イギリス自身が、当該措置が、単なる漁業に関する措置を超えて、環境保護を目的として取られた措置であることを本件手続や公の場で繰り返し明らかにしており、措置の趣旨目的は、当該海域に利益を有するモーリシャスに関連するものである。

## (b) モーリシャスの権利の範囲と性格 (paras. 293-305)

モーリシャスは、イギリスによる MPA の設定は、UNCLOS 2 条, 55 条, 56 条, 63 条, 64 条, 194 条及び 300 条, ならびに 1995 年国連公海漁業協定 7 条の義務に合致しないと主張している。このうち、領海及び EEZ に対する主権又は主権的な権利の行使に関する UNCLOS 2 条 3 項と 56 条 2 項では「国際法の他の規則」や「他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払う」義務について言及がなされている。これらについて本仲裁廷は、モーリシャスの法的権利について国際法と UNCLOS の双方の問題について検討しなくてはならない。対して、63 条, 64 条及び 194 条における、一定の漁業に関する措置について他の国との協議や海洋汚染に関する措置の調和は UNCLOS にのみ基づく義務である。

UNCLOS 2 条 3 項と 56 条 2 項の検討を行なうために、1965 年合意に取りまとめられた諸権利について検討する。

1965年合意にまとめられた諸権利に関する約束は、モーリシャスの閣僚会議に提出され、同閣僚会議は、そこに示された諸権利を条件として、チャゴス諸島の分離に同意した。

モーリシャスは、これらの約束は拘束的なものであり、同国の独立とともに国際法上の義務となったと主張した。また、モーリシャスは、MPAの設立によって、これらの約束に従って管轄権を行使すること(UNCLOS 2条)や「妥当な考慮 (due regard)」を払うこと(同56条)を怠ったと主張した。管轄権を決定するために、本仲裁廷は、モーリシャスが侵害されたとする権利の範囲と性格を検討しなくてはならない。その存在と拘束力の問題は、本案で検討を行う。ここでは、モーリシャスが主張する権利が国際法上のものである可能性があり、かつUNCLOS 2条及び56条の適用に関わるものであるという暫定的な結論が得られれば足りる。チャゴス諸島の分離に対する1965年合意の役割を考慮する限り、このテストは充足されていると思われる。

\*

本仲裁廷は、MPAやモーリシャスが主張する1965年合意中の諸権利の問題が、EEZにおける生物資源の問題に限定されるものではないと結論する。UNCLOSとMPAの両立性に関する紛争は、海洋環境の保全やチャゴス諸島及び周辺海域に適用される法的レジームに関わる、より広範な問題であると考え。よって、第4申立の内容は、297条3項(a)に規定された管轄権の除外によって完全に排除されるものではない。この点は特にイギリスが68条によってEEZの制度から明確に除外された定着性の種族であるサンゴの保護に対して示した関心に照らせば、本件は、297条3項(a)の適用を超える問題となりうる。本仲裁廷は、同諸島をモーリシャスに返還するというイギリスの約束に内在する沿岸国としての全ての権利は、潜在的に56条2項における妥当な考慮の義務に関わるものであると考える。

## (c) 297条1項(c)と本件仲裁廷の管轄権 (paras. 306-323)

288条1項と297条1項の関係を検討し、双方あるいはいずれかの条文が本件の管轄権の根拠となるのかを決定する。そののちに297条1項(c)のMPAへの適用可能性について検討する。

## i. 288条1項と297条1項(c)の関係 (paras. 307-318)

第IV部の紛争解決手続の下で、288条1項は、本仲裁廷に対して「この条約の解釈又は適用に関する紛争であってこの部の規定に従って付託されるものについて管轄権」を付与している。297条は、「第2節の規定の適用の制限」と題されているが、裁判所に対して、主権的権利、海洋科学調査や漁業といった特定のカテゴリーの紛争について、「第2節に定める手続の適用を受ける。」あるいは「第2節の規定に従って解決する。」と規定し、管轄権を付与している。297条の2項と3項は、裁判所が海洋科学調査や漁業に関して管轄権に明示的な制限を課している。他方で、297条1項は、全体として肯定的な表現で規定されており、裁判所が行使できる管轄権の例外を含んでいない。

297条1項は、そこに列挙された主権的権利又は管轄権の行使に関する紛争のみが義務的紛争解決制度に従うとは述べていない。条文の構成として、裁判所は、そのような制限が含意されているとは考えない。仮に、297条1項を裁判所が主権的な権利に関する紛争を特定の場合においてのみしか行使できないのだとすれば、EEZにおける生物資源に関する紛争を明示的に除外した297条3項は、既に297条1項に列挙された事項に含まれていないので、このような規定は必要ないということになる。文面上、297条1項は、288条1項に従って裁判所の管轄権を制限するものではなく、確認するものである。しかしながら、管轄権条項の曖昧さに照らして、裁判所はこの条項の経緯について検討を行なう。

1976年草案では、297条は、義務的紛争解決手続を1項に規定された3

つの状況に限って適用するものとしていた。この時には、海洋科学調査や漁業に関する例外規定は存在しなかった。

1977年草案では、手続の濫用や沿岸国の管轄権への挑戦に対する懸念から主権的権利又は管轄権に関する紛争は、手続的なセーフガードに服するものとされた。と同時に、義務的紛争解決手続は、もはや3つの状況に限定されず、3つの状況は手続的セーフガードを充足の条件とされた。また海洋科学調査や漁業についても新たに除外事項とされた。さらに、この草案では、他の規定で除外された紛争は、当事者間の合意によってのみ、義務的紛争解決手続に付託できると規定されていた。

1980年草案では、海洋科学調査に関する大幅な条文の変更がなされた。海洋科学調査や漁業に関する紛争の強制調停に関する手続が導入されるなど最後の主要な修正が行われた。条文全体が移動され、草案297条と番号が付け替えられた。その際、「前項で除外された紛争」に関する管轄権を制限した最終パラグラフが削除され、297条はほぼ最終案に近い形に書き換えられた。

このような起草過程の検討も、起草の意図を明らかにするには程遠い。現在の297条に至る経緯からは2つの可能性が考えられる。第1が297条1項に規定された紛争以外の主権的権利又は管轄権に関する紛争の紛争解決手続への付託の制限は考慮されていた。1976年草案で管轄権の設定に制限的な表現が用いられた条文が起草され、次いで、1977年草案と1979年草案では包括的な表現をもつ最終パラグラフが置かれていた。しかし、最終文書からは削除された。コメンタリーでは、「合意がある場合にのみ」とする「のみ (only)」の部分に着目し、この表現が1977年草案の権利濫用に関する規定に移動し、最終文書では削除されたとしている。さらにこうした変化は、漁業や海洋科学調査に対する明示的な制限が加えられたことと関係があるとしている。

第2は、義務的紛争解決手続の制限を専らとする条文の中で297条1項



を確認する管轄権の配列は、最終的には294条に規定されることになった手続的セーフガードによって説明される。297条1項は、294条が当事者に対して、他の手続に先立って、申立てられた権利の主張が法的手続の濫用であるか否か又は当該権利の主張に十分な根拠があると推定されるか否かについて先決的な決定を認めている場合に、列挙された事項に関する紛争の義務的紛争解決手続に制限を課している。このように297条1項は、UNCLOSの管轄権の構造の中で無意味なものではない。

本仲裁廷は、ある面において、297条1項は、288条1項のみの適用によって生じる管轄権よりも裁判所の管轄権を拡大するものであると考える。UNCLOSの解釈適用上の紛争に加えて、297条1項は、3つの特定の事項について、それぞれUNCLOS以外の法源が含まれている。297条1項(a)では、58条における「その他の国際的に適法な海洋の利用」に管轄権を設定しているが、58条では、「国際法の他の関連する規則は、この部の規定に反しない限り、EEZについて適用する」とされている。297条1項(b)は、UNCLOSの規定に違反して又はUNCLOS及びUNCLOSに反しない国際法の他の規則に従って沿岸国の制定する法令に違反して行動したと主張されている沿岸国の自由若しくは権利を行使し又は利用に関する紛争について管轄権を設定している。297条1項(c)は、海洋環境の保護及び保全のための特定の国際的な規則及び基準に違反したと主張される沿岸国の自由若しくは権利を行使し又は利用に関する紛争について管轄権を設定している。このように、297条1項は、UNCLOSの範囲を超えた法に関する紛争についても裁判所の管轄権を明白に拡げており、そのような紛争はUNCLOSの解釈又は適用に関する紛争に十分に関連付けられていないことを理由として却下されない。

本仲裁廷は、起草過程は、297条の条文解釈を確認するものであると考える。297条1項は、列挙された事項に対する裁判所の管轄権を再確認するとともに(294条を通じて)追加的なセーフガードを課すものである。

そのセーフガードは、他の事項において裁判所が主権の権利又は管轄権に関する紛争を検討することを妨げるものではない。紛争が UNCLOS の解釈又は適用に関するもので、297条2項又は297条3項における明示的な管轄権の例外が適用されるのでなければ、義務的紛争解決手続の管轄権は288条1項から導かれることになる。両国間の紛争が297条1項のいずれかの事項に当てはまる必要はない。

本件では、モーリシャスは、MPA が UNCLOS の諸規定を侵害すると主張した。297条3項(a)が規定する EEZ における生物資源に関する紛争が第4申立に対する本仲裁廷の管轄権行使を妨げるものではないことかを決定し、MPA を巡る紛争が UNCLOS の解釈又は適用に関する紛争であるかを検討した上で、288条1項による管轄権を決定する。

#### ii. 297条1項(c)と MPA (paras. 319-323)

先に示した通り、本仲裁廷は、第4申立のうち297条3項に服する部分を除いては288条1項によって管轄権が成立すると考える。完全を期すれば、本仲裁廷は、第4申立に関する紛争は、297条1項(c)で規定された紛争の類型に含まれると考える。より詳細に説明すれば、MPA に関する紛争は、海洋環境の保全に関連するものであり、モーリシャスは、この海域における国際的な規則及び基準の違反を主張している。297条1項(c)は、このような紛争に対する管轄権を認めている。

こうした結論に達するにあたって、297条1項(c)あるいはXII部は、MARPOL、SOLAS やロンドン条約などに基づく海洋環境の汚染を規制するための措置に限定されるとする見解を否定する。汚染の規制は、確かに環境の保全の重要な側面ではあるが、それだけが問題ではなく、海洋環境の保全自体と汚染の規制が同一視できないことは、194条(5)の規定からも明らかである。

最後に、本仲裁廷は297条1項(c)における「国際的な規則及び基準」を

実体的な規則や基準のみを指すと解し、他の国と協議あるいは他国の権利に妥当な考慮を払う義務は含まないとは考えない。一般論として、こうした手続的規則は、実体的な基準と同等かそれ以上に重要である場合もある。本仲裁廷の見解では、他の国と協議あるいは他国の権利に妥当な考慮を払う義務は、UNCLOS のいくつかの条文に含まれるものであり、そのような規則とその違反は、正に297条1項(c)に含まれるものである。

以上の理由によって、288条1項及び297条1項(c)に基づき、モーリシャスの第4申立とMPAと以下のUNCLOSの条文との両立性について検討を行う。

- (a) 2条3項に関連して、イギリスが1965年合意で約束した領海におけるモーリシャスの漁業権、あるいは防衛目的が終了した場合におけるチャゴス諸島及び同島及びその周辺海域における鉱物資源の利益のモーリシャスへの返還について
- (b) 56条2項に関連して、防衛目的が終了した場合にモーリシャスにチャゴス諸島を返還するイギリスの約束及び同島及びその周辺海域における鉱物資源の利益をモーリシャスに返還するというイギリスの約束に関連する限りにおいて、
- (c) 194条及び300条に関連して、いずれかの条文と関連する権利の濫用について<sup>10</sup>

(3) 本案に関する判決 (paras. 387-547)

本件仲裁廷は、本案について下記の理由に基づき以下の判決を下した<sup>11</sup>。

---

10 第3申立に関する管轄権 (*Ibid.*, paras. 324-350) 及び283条における見解の交換の意義 (*Ibid.*, paras. 351-386) については紙幅の関係上省略した。

11 *Ibid.*, paras. 547.

- (1) イギリスがチャゴス諸島周辺の可能な限り (as far as practicable) の漁業権を保障した約束は、領海に関して法的拘束力を有するものである。
- (2) 防衛目的での利用が必要なくなった場合には、チャゴス諸島を返還するという約束は、法的に拘束力を有する。
- (3) チャゴス諸島周辺海域における、あらゆる鉱物資源及び石油の権益をモーリシャスに保全するという約束は、法的に拘束力を有する。

イギリスは、チャゴス諸島周辺への MPA に際して、UNCLOS 2 条 3 項、56 条 2 項及び 194 条 4 項の義務に違反した (以上、全員一致)。

以上について、本仲裁廷は、モーリシャスによる第 4 申立を前述の(a)から(c)に示した管轄権に関する決定の範囲内で検討する。まず UNCLOS その他によって認められる、領海、EEZ 及び大陸棚におけるモーリシャスの権利の内容を検討する。次いで、イギリスによる MPA の設定が UNCLOS の義務に違反するかについて検討を行なう。

#### ① 領海、EEZ 及び大陸棚におけるモーリシャスの権利

##### (a) 1965年合意に基づくモーリシャスの権利の性質 (paras. 417-448)

モーリシャスが主張するイギリスによる 2 条 3 項及び 56 条 2 項の違反を判断するためには、本仲裁廷は、チャゴス諸島を分離した 1965 年合意に基づく権利の性質を決定しなくてはならない。

当事国間には、1965年にチャゴス諸島の分離に関して合意が存在したことには争いはない。しかし、モーリシャスの同意が自由に与えられたものなのか、合意は有効かつ拘束的のものなのか、何が合意されたのか、については当事国間に見解の相違が存在する。本件においても、1965年合意の有効性は、モーリシャスの第 1 申立及び第 2 申立における中心的な要素であり、

その法的効果は、第4申立の中心的な要素でもある。第4申立に関して、本仲裁廷は、イギリスが合意した約束の性質と範囲を確立する必要な限りにおいて、1965年合意を解釈することが許される。

本仲裁廷は、まず1965年合意の締結当時にどのように当事者が理解していたのかによって、この問題にアプローチする。次いで、1965年合意の法的地位と有効性に関するモーリシャスの議論を検討する。最終的に、本仲裁廷は独立後に1965年合意をイギリスが繰り返し確認したこと（repetition）の法的重要性とその漁業権の範囲を検討する。

i. 1965年における当事国の意図（paras. 421-423）

第69-87段落（チャゴス諸島の分離に至る経緯）で示された文書を検討し、本仲裁廷はイギリスによって1965年合意で提示された約束は、モーリシャスからチャゴス諸島の分離に対する合意を得るための「約因（the *quid pro quo*）」であったと考える。本仲裁廷は、特に以下の事実に注目した。

- (a) 当初、モーリシャスの大臣たちは、分離の提案に対して、鉱物資源に関する権利の保護とこれ以前に付与されている漁業に関する権利について優先権を保証することを条件に、99年間の租借を申し出た。
- (b) ロンドンでの最初の会合の際、モーリシャス側は分離と引き換えに、補償の金額やアメリカへの砂糖の輸出割当てなどについて要求を行った。
- (c) 2回目の会合の際、モーリシャス側は分離ではなく租借とする希望を繰り返し伝え、100万ポンドの補償を不十分であるとして拒絶し、アメリカからの更なる補償が得られるように、イギリスに圧力をかけた。また、この際、防衛目的で必要がなくなった場合に、チャゴス諸島がモーリシャスに返還されることを条件にすることが初めて提案さ

れた。

(d) (中略)

(e) 会合に続き、モーリシャス側は、更なる譲歩に向けてイギリスに働きかけ、追加的な事項を手書きで書き込むことにした。

(vii) 船舶航行及び気象施設

(viii) 漁業権

(ix) 非常時における滑走路の利用、他の島の開発の際に必要であれば、

(x) 島や島周辺で鉱物・石油などが見つかった場合には、モーリシャスに帰属する。

(f) (省略)

全体として1965年合意に至る一連の記録は、1965年11月の時点でモーリシャス政府がチャゴス諸島の分離に関する提案を最終的に受諾する際のイギリスの譲歩の重要性を示している。一連の交渉によって、イギリスのなした約束は大幅に増大した。最終段階においても、モーリシャスの大臣たちは、イギリスに更なる譲歩を求め続けた。以上を考慮して、本仲裁廷は、1965年合意は同諸島の分離に対してモーリシャスが同意を与える本質的な条件であったと考える。

同時に、記録に残されたイギリスの交渉姿勢からは、分離を巡る条件によって、モーリシャスの独立を妨げようとする兆候は見られなかった。分離に関する条件が提示された段階では、モーリシャスの独立は既定の路線であり、分離に関連してイギリスが行なった約束 (commitment) は独立後の関係を意図したもの過ぎない。さらにイギリスは、この約束を義務的な表現を用いて記している。本仲裁廷が見るところ、1965年合意はモーリシャスを支援する自発的な意図の表明とは思われず、拘束される意図に基づく表現でなされている。

## ii. 国際法における1965年合意の位置付け (paras. 424-428)

モーリシャスが大英帝国の一部にとどまる限りは、1965年合意はイギリス憲法の問題である。しかし、1968年のモーリシャス独立によって、同国の閣僚が行なった「包括的な取引 (package deal)」の効果は国際的な合意に変容する。チャゴス諸島を分離する代わりに、イギリスはモーリシャスとの将来の関係に関して一連の約束を行なった。モーリシャスが独立し、同諸島をイギリスが保持し続けたとき、当事者は、1965年合意に示された条件を充足し、その行動によって両者の間での1965年合意の適用を確認した。

国家は、国際関係において、政治的な効果のみを意図して、非常に詳細な合意を行なう自由を有する一方で、合意が拘束的か非拘束的かについての意図は明確に示されるか、さもなければ、客観的に決定されなくてはならない。

当事者は、締結の際にも、独立の際にも、1965年合意の地位について明確にしていない。本仲裁廷は、当事者は、当初から最終的な地位について明確な意図を有していたわけではないと考える。本仲裁廷は、客観的に1965年合意の主題は補償や詳細な約束と引き換えに独立間近の植民地の一部の再編がなされたものであり、明確に法的性質を有する合意であると考える。

本仲裁廷は、1965年合意は、モーリシャスの独立によって国際法の問題 (a matter of international law) となったと結論する。さらに、独立後、イギリスは、様々な機会に、この合意を繰り返し、再確認してきた。この繰り返し (repetition) は、モーリシャスが1980年代になってチャゴス諸島に対する主権の主張を始めるようになってからも継続した。次に述べるように、本仲裁廷は、イギリスによる1965年合意における約束の反復とモーリシャスのこれに対する信頼は、1965年のモーリシャスの同意における瑕疵によって、イギリスが拘束されないという懸念を払拭するに十分である

と考える。

iii. 1965年以來の1965年合意の反復 (repetition) (paras. 429-433)

1965年合意は、全体的にも個別的にも確認されている。本仲裁廷は1965年合意における具体的な約束を検討し、繰り返し確認されたことの法的意義を検討する。

イギリスは、多くの機会に明確な表現で、防衛目的の利用が必要なくなった場合にチャゴス諸島の返還や鉱物・石油資源の利益に関する約束を再確認してきた。

同様に、漁業権については、その範囲について当事者間に争いがあるものの、イギリスは漁業権の存在とその義務を認めている。特に重要なのは、イギリスは、何十年にもわたり、公に一貫して同諸島周辺の漁業やモーリシャス船の取り扱いを1965年合意と結びつけて行動してきた点である。幾度かの法令改正に関わらず、漁獲を一切認めないMPAが設定されるまでは、イギリスの高等弁務官によって1965年合意を尊重する形で、漁業に関する免許は長年にわたり無償で提供され、継続されてきた。

iv. 禁反言, 表示 (representation) 及び信頼 (reliance) (paras. 434-444)

以上のように、1965年にイギリスとその植民地との間で結ばれた合意は、モーリシャスの独立とともに国際法の問題となり、独立後、数十年にわたり、両国のやり取りの中で再確認されてきた。

禁反言は、法の一般原則であり、マクネアによれば、国際判例によって「矛盾することを主張する者は傾聴されず (*allegans contraria non audiendus est*)」の原則が認められる。この原則は、国家はその相互関係において信義に従って行動するという原則から導かれるものであり、他国の表示を信頼して行動した国家の正当な期待を保護することが意図されている。国際法におけるこの原則の存在と内容はICJ プレア・ビヘア寺院事件にお



けるスペンダー判事による反対意見にも示されている。

国際法上の禁反言は、要件・構成要素・手続などにおいて国内法における禁反言とは異なるものであるが、国際裁判において頻繁に援用されることにより、原則の範囲が明確にされてきた。

PCIJ セルビア債権事件（本案・1929年）では、「公債保有人は、債務国が正当に基礎を置くことが出来、且つ、実際に基礎を置くような明白で曖昧さのない声明を行なわなかった」として、この原則の適用が否定された。ICJ バロセロナトラクション事件（先決的抗弁・1964年）では、「被告が信頼したがゆえに不利益を被った」証拠がないことを理由として、禁反言に基づくスペインの請求を否定した。この「不利益的信頼（detrimental reliance）」の要件は、その後の ICJ 判決においても繰り返し言及されてきた。また、ICJ メイン湾事件（1984年）では、表示は、約束をする権限を有する機関によってなされなくてはならない、との判示がなされ、ICJ 北海大陸棚事件（1969年）では、過去の実行や宣言が、単に明白や一貫しているだけでなく、他方の当事者に対して、その行動によって信頼を生じさせ、その不利益を被る形で立場を変更させるか、あるいは損害を生じさせるような状況は存在しなかったとして、（デンマーク及びオランダによる）禁反言の主張は否定された。

国内法における禁反言とは異なり、国際法における禁反言は、事実に関する表示と将来の約束や宣言との区別が明確ではない。本仲裁廷は、国際法では禁反言を生じさせるような表示の形式について明確に定義されていないとの見解をとるとともに、特にフィッツモーリス判事が国家による禁反言と約束の関係について、当初約束を与えたり、義務を受け入れたりしていなかったとしても、事後においてそのように行動し、その結果、約束の存在やその拘束力を否定することが出来なくなるとの見解を示していることに留意する。

こうした判例に加えて、禁反言は、(a)国家が明確かつ一貫した表示を言

業、行動、あるいは沈黙によって示した場合、(b)そのような表示が当該事項について権限を有する機関によってなされた場合、(c)禁反言を援用する国家がそのような表示によって利益に反する行為を行なうか、損害を被るか、あるいは利益が表示を行なった国家に譲渡された場合、及び(d)そのような信頼が正当なものである場合に援用できる。

本件では、既に示されたように、イギリスは3つの約束全てについて40年以上にわたり、繰り返し表示し続けた。これらの表示は、過去に行なった約束とそれとは独立の約束の確認という形で行なわれ、首相や外務大臣というこの問題に関する権限を有する者の声明によってなされた。本仲裁廷は、イギリスによって一貫して変わることなく交付された漁業の許可も、そのような漁業権が例外的な変化が生じない限りは存続することについての表示を構成すると考える。残る問題は、モーリシャスが表示を信頼し不利益を被ったのか、そのような信頼が正当なものであったかである。

(a) イギリスに対するモーリシャスの不利益信頼は存在したのか？

(paras. 440-444)

表示の信頼によって失われた機会 (opportunities) は、不利益的信頼を構成する。本仲裁廷は、チャゴス諸島に関するモーリシャスの一連の行動は全体として、1965年合意全体に対する信頼に依ってきたと考える。独立から1980年代の後半まで、モーリシャスは分離の正当性については沈黙してきた。1980年以来、主権を巡る問題が両国関係で主要な位置を占めるようになっても、その他の問題については良好な関係を保ってきた。

本仲裁廷は、モーリシャスの当初の沈黙、モーリシャスの主権に関する抑制的な態度は、イギリスによる約束のためであると考え。独立直後の脱植民地化の機運の高い時期に、1965年合意がなければ、間違いなくモーリシャスはもっと早い段階で、主権に関するより直接的な主張を行なっていただろうし、他の分野における両国間の協力関係も滞っていたであろう。

結論として、本仲裁廷は、モーリシャスは、個別的にも一般的もイギリスによってなされ、確認された約束を信頼し、その結果として、同国は、独立当初の段階での主権の主張を控え、イギリスに対する各種の協力を通じて利益を与えてきたと考える。

イギリスによる約束の反復と同様に、モーリシャスの信頼は積極的に主権の主張を始めて以降も継続し、それ故に1965年合意の法的地位を問題視することはなかった。この点、本仲裁廷は第437段落で言及した「禁反言は、正式な合意の存在が疑わしく、しかし、あたかもそのような合意が存在しているかのような当事者の一貫した行動が存在する状況において相応しいものである」というフィッツモーリス判事の所見に留意する。

(b) モーリシャスのイギリスの表示への信頼は正当なものだったか？  
(paras. 445-448)

モーリシャスはイギリスによる約束全体を信頼していたと結論付けた上で、モーリシャスの信頼したイギリスの表示が権限を有する正当なものであったのかという問題を検討する。

全ての信頼が禁反言の根拠となるわけではない。明白に非拘束的な合意を信頼して害された国家が、禁反言を通じて拘束的な約束を得ることは出来ない。同時に、そのような表示が拘束的な一方的宣言の形をとらなくてはならないとは考えない。そのように考えなければ、禁反言と拘束的な一方的行為の区別がなくなることになる。ILCは、一方的行為の研究対象から禁反言を除外し、この2つの関連する概念が異なる起源を有することを明らかにしている。

本仲裁廷は、本件における事実に基づき、モーリシャスは、独立後も一貫して繰り返されてきたイギリスによる表示を信頼する正当な理由を有していた。また本仲裁廷は、イギリスの約束が取り消し可能なものであったという証拠を見出さない。

## ② 1965年合意における漁業権の範囲 (paras. 449-455)

本仲裁廷は、既に漁業権に関する約束が法的拘束力を有するものであると認定したが、依然として当事者間には、その意味するところに争いが存在する。

モーリシャスは、「周旋を行なう」及び「可能な限り」という制限的な表現の範囲内で「最大限の利益」が得られるべきであると主張したのに対し、イギリスは、1965年における漁業に関する限られた実績と約束の明示的な文言に基づいて、より狭い解釈を展開した。

まず、本仲裁廷は、漁業に関する約束の範囲がイギリスが主張するように、約束が行われた当時の漁業実績によって決定されるとは考えていない。このことは、当時の記録や1965年合意の中に貿易や鉱物資源等、将来の利益に関する事項が含まれていることや合意後のイギリスの行動においても、防衛目的で特定の島が利用できない以外はモーリシャスに最大限の利益が図られてきたことから裏付けられる。

他方で、本仲裁廷は、1965年合意に基づくモーリシャスの権利が「永続的かつ完全なもの」であるとも考えない。そのような解釈は1965年合意の表現からも否定されるが、単に、漁業権に関して好意的な取り計らいを求めたものだとも考えない。第三国と比較して、モーリシャスは、当該水域において特別な地位を与えられてきた。他の国に漁業許可が認められない場合でも、常に漁業許可を与えられ、規制水域が拡大されたときにも許可は継続され、常に最優先の取り扱いを受けてきた。こうしたイギリスの行動は、イギリス自身に、これらの問題について単なる道徳的な義務ではなく、モーリシャスの権利を尊重すべきだとする義務の認識があったと解すべきであろう。

モーリシャスの権利とイギリスの義務の範囲は可能な限り、1965年合意における表現に即して解釈されるべきある。また本仲裁廷は、イギリス自身が義務の範囲をどのように考えていたのかも指針とする。この文脈で、

本仲裁廷は1965年合意における約束がいくつかの制限に服する積極的な義務であると考え、義務の積極的な側面は、「確保する」や「利用可能なものとする」に見出すことが出来る。また制限は、「合衆国政府と周旋を行なう」や「可能な限り」に見出される。アメリカからの要請によって防衛目的でチャゴス諸島を分離するという全体の目的を考慮すれば、イギリスにはアメリカの防衛上の必要とモーリシャスの漁業権との調整を行う最終的な権限を有していると思われる。

こうした制限の下で、イギリスは、モーリシャスの漁業権を利用可能なものとして確保する義務を負っており、数十年に亘ってこの義務に従って行動し、領海及び200海里の水域でモーリシャスの漁業を許可してきた。

本仲裁廷は、1971年及び1984年に導入された許可制度が、特にイギリスによるこうした義務の順守を示していると考え、イギリスは、アメリカとの周旋を行ない、禁止水域でもモーリシャスが可能な限り漁業が出来るように、無償の免許制度を導入するなどしてアメリカの防衛上の要請とモーリシャスの漁業権との調整を図った。

本仲裁廷の見解では、モーリシャスがチャゴス諸島の周辺海域、特に領海において、アメリカによる防衛目的の利用やイギリスによる漁業管理に関する裁量の範囲内で、BIOT当局がモーリシャス船籍の船舶に発行する許可に従って、漁業を行なう権利を享受する。イギリスの裁量は、漁業権を利用可能なものとして確保する義務に合致して行使されなくてはならない。

### ③ モーリシャスの領海における伝統的な漁業権 (para. 456)

先の結論に照らして、本仲裁廷は1965年合意と独立して、モーリシャスは伝統的な漁業権を有しているかについて検討する必要はないと考える。

### ④ UNCLOS 2条3項, 56条2項, 194条及び300条の解釈及び適用

## (a) 2条3項の解釈 (paras. 499-517)

当事国は、2条3項の性質自体について、明確に異なる立場をとっている。モーリシャスは、同条が領海における主権の行使に際して国際法上の要件に従う義務を課するものであると主張するのに対して、イギリスは、同条は記述的なもの (descriptive) に過ぎないとする。

本仲裁廷は、同条の英文の表現が曖昧であることを認めつつ、他の言語の表現及びウィーン条約法条約33条の規定を考慮し、同条を義務的なものとするモーリシャスの見解を支持する。

この解釈は、UNCLOSの構造全体からみた2条3項の位置付けとも合致するものでもある。2条3項の語句は、公海に関する87条1項と同様のものであり、前者の解釈は後者にも適用される。UNCLOSが設定した各種の水域を一覧すれば、領海、国際海峡、EEZ、大陸棚及び公海には、国家がUNCLOSの下での権利の行使に際して、他の国の権利又は義務や国際法の他の規則に従う、あるいは妥当な考慮を払うことが求められている。これらの条文は同一のものではないが、UNCLOS以外のものへの反致は、全ての海域に関して一貫した方法で解釈されなくてはならない。

また本仲裁廷は、UNCLOSの前文に示された「海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要があること」、また「この条約を通じ、すべての国の主権に妥当な考慮を払いつつ、国際交通を促進し、かつ、海洋の平和的利用、海洋資源の衡平かつ効果的な利用、海洋生物資源の保存並びに海洋環境の研究、保護及び保全を促進するような海洋の法的秩序を確立することが望ましいこと」とする認識を踏まえれば、2条3項も他の海域に関する条項と一貫した形で解釈する必要がある、このことは2条3項を義務的なものと理解することによって達成されると考える。

さらに、この見解は、2条3項の起源の検討によっても確認される。また、交渉・起草の経緯とともに、条約の用語を複数の言語について、その

文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして検討した結果、2条3項は、締約国に対して、その主権を「国際法の他の規則」に従って行使する義務を含んだ条項であるという結論に到達した。

この解釈に到達しても、なお当事国の間には、「国際法の他の規則」の範囲について争いが残されている。

ILC 草案1条2項のコメンタリーには、沿岸国の主権の行使が国際法の規則と合致する形で行われるべきこと、同条における沿岸国の主権の行使に関する制限が網羅的なものと理解されるべきでないこと、領海における出来事 (incident) は一般国際法により規律されることなどが述べられている。

これらのコメンタリーの意味することについても当事国の見解は分かれているが、本仲裁廷は、ILC による草案1条2項は、沿岸国は領海における主権の行使は一般国際法に従って行使される必要があると考える。ILC は、国家が、二国間の合意や地域的な慣習によって、領海において特定の権利を有する可能性を認めていたが、条文がそのような権利に影響を与える意図がないことを留意するにとどめた。草案の基本的な意図は、1982年のUNCLOSの採択まで変更された形跡はないので、本仲裁廷は、2条3項における義務の意義は、国際法の一般的規則に従って沿岸国の主権の行使がなされるべきものであると結論する。

以上の検討により、本件におけるこの2条3項の意義について、本仲裁廷は1965年合意がUNCLOSが順守を求める国際法の一般的規則の一部であるとは考えないが、一般国際法はイギリスに対して1965年合意を含め信義則に従って行動することを求めていると考える。この義務がMPAの設立と合致するかについては後に検討する。

(b) 56条2項の解釈 (paras. 518-519)

2条3項とは対照的に、56条2項は明白に沿岸国に対して義務を課して

おり、当事国には「妥当な考慮」の意義及びそこから導かれる協議や非侵害(non-impairment)の義務の範囲に関して争いがあった。

「妥当な考慮」の通常の意味からすれば、イギリスは状況やその権利の性質に即して、モーリシャスの権利に対して妥当な考慮を払うことを求められる。この点について、一律の行動の基準が存在する訳ではない。むしろ、UNCLOS が求める考慮の程度は、モーリシャスの権利の性質、その重要性、予期される侵害、イギリスが計画している活動の性質と重要性及び他に取り得る手段に依存する。多くの場合、こうした事柄の評価には、権利を有している国との協議が必然的に含まれる。

(c) 2条3項と56条2項の適用 (paras. 520-536)

領海やEEZにおけるモーリシャスの権利は、既に第417-456段落において確認されている。2条3項はイギリスがモーリシャスの領海に関する権利に対して信義則に従うことを求めている。また56条2項では、イギリスに対してEEZにおけるモーリシャスの権利について妥当な考慮を払うことを求めている。本仲裁廷は、これらの要件は等しく考慮すべきものであると考える。

MPAの設定によって、領海におけるモーリシャスの権利は、事実上、消滅することになる。本仲裁廷は、第298段落で述べたように、イギリスのチャゴス諸島の返還に関する約束は、同諸島の将来の利用についてモーリシャスに利害を生じさせることになる。MPAの宣言は、最終的に返還された際同諸島の状態に影響を与えることになる。本仲裁廷は、モーリシャスの権利は、信義則及びUNCLOS上の問題としてその重要性に即して考慮が払われるべきものであると考える。

本仲裁廷は、MPAの設定の初期の段階から二国間の協議に至る2009年2月から2010年4月までのいくつかの出来事に注意を促したい。

まず、MPAについてモーリシャスは、イギリスからではなく新聞報道



によって知らされ、その後の会合でもイギリスの意図や計画の具体的な内容については知らされることはなかった。2009年7月21日の会合でも、モーリシャス側は、MPAの設立に向けた協議の開始と捉え、会合後に公表された共同コミュニケでも、モーリシャスが次回の協議までに両国の合同チームによって問題の検討を行なう旨、合意したことを記したにも関わらず、MPA設立に至るまで、多くの問題が未決着であり、イギリスが約束した情報提供や多くの共同作業や協議も残されたままだった。

これに対して、イギリスとアメリカとの協議は、モーリシャスとの間のものとは極めて対照的であり、閣僚レベルでの決定が行われた1日後には、アメリカ側と協議が行われ、7月の段階で、想定されうるアメリカ側からの懸念への対応について政府内部で検討がなされた。その結果は、2009年9月にはBIOTによって正式の報告書としてまとめられた。本仲裁廷は、アメリカとの協議に関するイギリスのアプローチは、「妥当な考慮」の典型例であり、モーリシャスとの間でのやり取りに対するひとつの尺度を与えるものであると考える。記録が示すように、アメリカとは時宜に適う形で協議が行われ、情報提供がなされ、イギリス政府内部でもMPAの設立とアメリカの権益とのバランスについて検討されていた。

本仲裁廷は、他方の当事者が満足するまで無制限に協議をする必要があるとは考えないが、イギリスは、モーリシャスに対して最終決定の前に情報提供や協議の機会が与えられるとの期待を生じさせている。2010年3月の段階でも、モーリシャスに対して、最終決定の前に何らかの協議の余地が残されていることを示唆する発言を行なっていたにも関わらず、わずか数日後にMPAの設立を発表している。一連の出来事からは、交渉や協議に対する意欲やチャゴス諸島周辺海域における利害のバランスについての責務を見出すことは困難である。

さらにコモンウェルス首脳会議における両国の首脳の会談も混乱に拍車をかける結果となった。実際の会談で何が言われたとしても、モーリシャ

ス側の期待がより高まる結果となっていた。イギリスは本仲裁廷に対してその後の措置について弁明を行なったが、2010年の初頭の段階で協議は再開されず、同国はMPAの最終的な認可にまで突き進んだ。

イギリスは2010年4月1日に急遽MPAの設立を宣言したのかについて説得的な説明をしていない。市民協議が3月5日に終了し、その結果が報告書として取りまとめられ、3月30日に閣僚に提出された、わずか2日後にはMPAの設立が宣言されている。MPA設立のタイミングが選挙日程やその後の政権交代の影響を受けるとしても、本仲裁廷はそのような考慮がイギリスのモーリシャスに対する義務を軽視することを正当化するとは考えない。

本仲裁廷は、イギリスの信義則の義務及び1965年合意に基づく権利及び利益に対して「妥当な考慮」を払うべき義務は、少なくとも協議の義務と権益のバランスのとれた行使を含むものであると考える。協議に関しては、実際にモーリシャスに提供された情報や当事者間の意見交換の状況を考慮すれば、イギリスが協議の基本的な目的を果たしていたとは考えられない。さらに、イギリスの発言や行動は、モーリシャスに対して今後も意見交換やコメントの機会があるという正当な期待を生み出していた。この期待は2010年4月1日に裏切られることになる。

こうしたイギリスのモーリシャスに対する対応は、同じくチャゴス諸島に対して利権を有するアメリカに対して取られたアプローチとは対照的である。本件仲裁の過程で示された記録には、アメリカとの間での協議では、意識的な権益のバランス、イギリスによる妥協の提示と保証の意欲、想定される活動に関連したアメリカの懸念に対する理解が示されている。こうした要素の全てがモーリシャスに対するアプローチには欠けている。

結論として本仲裁廷は、イギリスが2条3項と56条2項に違反し、MPAの設立はUNCLOSと両立しないものであると結論する。

## (d) 194条の解釈 (paras. 537-541)

MPA の設定には194条 1 項と 4 項が関係するが、当事国間には 1 項が義務を生じさせるものなのか、そして 4 項が MPA に何らかの影響を与えるものなのかについて見解の相違が存在する。

本仲裁廷は、194条の範囲に関する見解の相違に対する回答は 5 項に明示されていると考える。194条の対象となる措置は汚染を規制する措置に限定されるものではなく、生態系を保護し保全するための措置にも拡大される。イギリスが繰り返し正当化したように当該 MPA はまさにそのような措置である。

MPA の設立に際して、イギリスは、モーリシャスと「政策を調和させるよう努力する」義務を課されている。しかし、194条 1 項は、イギリスに最善の努力を求めるが、他のいかなる行為に優先して海洋環境に関する措置を試みることを求めるものではないし、特定の期限を設けるものではない。そのため、今日までの限られた期間においてイギリスが194条 1 項の義務に違反しているとはいえない。

これに対して、4 項は異なるタイプの義務を課している。本仲裁廷は、イギリスに課された「不当な干渉を差し控える」義務は56条 2 項に規定された「妥当な考慮」を払う義務や 2 条 3 項の信義則による義務と機能的に同等のものであると考える。56条 2 項と 2 条 3 項のように、194条 4 項は、干渉の程度、他の代替可能な手段、そして問題となる権利や政策の重要性の評価に基づいて競合する権利についてバランスのとれた行動を求めている。但し、4 項は、権利自体というよりも、「他の国のこの条約に基づく権利の行使に当たって」に限定されており、チャゴス諸島の返還や石油鉱物資源に関するモーリシャスの権利は現に行使されている訳ではない。結果として、194条 4 項は、領海内における漁業の権利についてのみ適用される。

194条 4 項の目的のために環境への配慮が領海におけるモーリシャスの

権利の制限を正当化する可能性は排除されない。しかし、そのような正当化には、措置の必要性に関する説明やより制限的でない手段の追求などに対するより真摯な取り組み（significant engagement）が求められるだろう。このような取り組みは提出された記録に見られない。結果として、MPA の設立は、194条4項及び領海におけるモーリシャスの漁業に関する権利と両立しない。

(e) 300条の役割（paras. 542-543）

300条に関するモーリシャスの申立は、主に漏洩したとされる2009年5月12日のアメリカとBIOTの会合に関するアメリカ側の記録に基づくものである。本仲裁廷は、イギリスの国内裁判における裁判の記録を検討したが、結論に疑問を呈する根拠を見出さなかった。

本仲裁廷は、MPAに関する相当量のイギリス政府内の内部文書を検討したが、隠された動機や不適切な目的を示唆するものはなかった。既にMPAの設立がUNCLOS 2条3項、56条2項、194条4項に合致するものではないと述べており、300条や権利濫用についてこれ以上のコメントを述べる必要がない。

(3) 最終見解

MPAの宣言が、UNCLOSの条項に合致しないと結論付けるのは、MPAの実体的な質や性格、あるいは環境保護の重要性に関して何らかの見解を述べるものではない。本仲裁廷の懸念は、MPA設置の手法であり、その内容に関するものではない。当事国には、「主権の傘」の下で必要な範囲で、海洋環境を保護するために相互に満足のいく取極めを得るために、本来、MPAの設定以前に行われるべきだった協議に入る可能性が開かれている。

## II. 検討：本件判決の意義と問題点

以上のように、本件ではイギリスによる MPA 設置と UNCLOS が認める沿岸国による管轄権との整合性をめぐって、イギリスとモーリシャスによって UNCLOS 第XV部の管轄権の範囲、紛争の性質決定、主要文書である1965年合意の有効性などについて争われた。

本件仲裁における管轄権に関する判断では、モーリシャスによるイギリスの UNCLOS 上の「沿岸国」としての地位の確認を通じた MPA 設立の違法性の認定という申立の論理構成は認められず、モーリシャスの申立のうち、少なくとも形式的には、第4申立のみが判断の対象とされた。本案については、沿岸国の権利及び義務に関する UNCLOS 2条3項（領海の法的地位）、56条2項（EEZにおける沿岸国の権利、管轄権及び義務）及び194条4項（海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置）について仲裁廷全員一致で、イギリスの義務違反が認定された。

### 1. 仲裁廷内における対立点：反対意見の概要

本件仲裁では、Kateka と Wolfrum の両裁判官によって反対意見が表明された<sup>12</sup>。同意見は、形式的にはモーリシャスによる第1申立及び第2申立の管轄権に関するものであるが、その内容は UNCLOS 第XV部の管轄権行使の在り方だけでなく、紛争の性質決定、主要文書である1965年合意の有効性、イギリスによる MPA 設置の意図及び本件仲裁廷による違法性判断の帰結といった本案における主要な論点のほぼ全てについて、仲裁廷の

---

12 Dissenting and Concurring Opinion by Judge James Kateka and Judge Rudiger Wolfrum, Chagos Marine Protected Area Arbitration (Mauritius v. United Kingdom), PCA Case No. 2011-03, Award of 18 March 2015 [hereafter Dissenting and Concurring Opinion].

内部において深刻な対立が存在したことを示すものであった。

(1) 紛争の性質決定と管轄権の画定 (paras. 3-66)

反対意見は、紛争の性質について、イギリスが主張するようにモーリシャスが求める「沿岸国」の定義を求める主張を偽装された島の領土に対する主権に関するものとみなすことは出来ず、第1申立と第2申立は、1965年合意の成立によって、沿岸国としての権利がイギリスに有効に移譲されたのか否かを問うものであると評価した。仮に、モーリシャスの主張に領有権問題の判断が含まれるとしても、UNCLOS上の「沿岸国」に対する異なる見解の対立が紛争の主要な部分を占めることには変わりないとした。

また、管轄権についても、先の性質決定に基づき、第1申立と第2申立の双方について、UNCLOS 2条、55条、56条及び76条に関する沿岸国の権限の問題として、UNCLOS 第XV部における義務的紛争解決制度で認められたUNCLOSの解釈又は解釈適用に関する紛争として本件仲裁廷の管轄権の範囲内であるとした。

(2) UNCLOSの条文解釈手法 (paras. 26-66)

前述の紛争の性質決定と管轄権に関する見解とともに、反対意見は多数意見が第1申立と第2申立を「大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する紛争」として管轄権から除外されたとした起草過程に依拠した条文解釈・理由付けについて一貫性がなく説得的でないと批判した。反対意見は起草過程から大陸又は島の領有権紛争の除外について明確な解釈が得られないことは同意するものの、起草者が予期していなかったことがUNCLOS 第XV部の管轄権の制限を正当化することにはならず、むしろ297条及び298条に見られる明示的な除外事項を考慮すれば、未解決の領有権紛争が関わる紛争が第XV部の下での裁判所や仲裁裁判の管轄権外であると

いう解釈は成り立たないとは考えられないとした。本件仲裁廷には、288条1項にある通り、UNCLOSの解釈又は適用に関する紛争を対象とするという制限は存在するものの、上記の紛争に付随する限りにおいて、領有権の問題についても管轄権の行使が認められるべきだと主張した<sup>13</sup>。

### (3) チャゴス諸島の分離と1965年合意の有効性 (paras. 67-80)

本案における主要な論点であった1965年合意については、多数意見がチャゴス諸島の分離と1965年合意においてイギリスが約束したモーリシャスの諸権利を「約因 (the *quid pro quo*)」の成立と評価したのに対し、反対意見は、モーリシャスからチャゴス諸島を分離すること、そして、そうした分離を一方の条件とした交渉自体が自決権の侵害であると指摘するとともに、1965年合意の作成に至る交渉経過において分離と独立を結び付ける「脅迫 (duress)」に等しいやり取りがあり、交渉全体として宗主国であるイギリスの「圧力 (pressure)」の下でなされたものであるとして、国際法上、有効な合意が成立したとはいえないとした。

### (4) UNCLOS 違反認定の帰結 (paras. 81-91)

さらに最終見解では、イギリスによる当該MPAの一時的な設置の手法を違法としながら、その帰結を明言せず、当事者間の協議を促すにとどまったのに対し、反対意見ではイギリスのMPAの設置は、1965年合意及び56条2項に違反するものであり当該MPAは法的に無効 (legally invalid) であると明言した。加えて、当該MPAの設置は、多数意見が否定し

---

13 こうした反対意見における管轄権行使に関する見解に対する批判として、David A. Colson and Brian J. Vohrer, "In Re Chagos Marine Protected Area (Mauritius v. United Kingdom): PCA Case No. 2011-3 : UN Convention on the Law of the Sea Annex VII Arbitral Tribunal, March 18, 2015," *American Journal of International Law* Vol. 109 No. 4(2015), pp. 850-851.

た何らかの「隠された意図 (ulterior motive)」の下で行われたものであり<sup>14</sup>、単にモーリシャスに対する妥当な考慮に欠けたというレベルのものではなく、明白にモーリシャスの権利を侵害するものである認識した上で実施されたものであり、信義則及び権利濫用 (UNCLOS 300条) に違反するものであるとした。

以上の反対意見が提示した論点のうち、管轄権の行使の在り様については、仲裁判決公表直後から、多くの論考が発表された<sup>15</sup>。本稿では、管轄権判断の妥当性については、これらの論考に委ね、本案において、主要な論点となった1965年合意の有効性の評価と沿岸国の権限行使に関する「妥当な考慮」について本判決が示した意義と問題点を検討したい。

## 2. 主要な論点の評価

### (1) 1965年合意に対する評価

判決でも指摘されたように、両国は1965年合意の有効性やその法的性質については、明確に異なる見解を有していた。

#### ① 1965年合意に関する当事国の主張の概要

イギリスは、1965年の独立以前、モーリシャスはイギリスの海外領土に過ぎず、国際法上の主体ではなく、イギリス本国との間で国際法上の拘束力を有する合意を締結することは出来ないとも主張した。イギリスによれば1965年合意は、イギリス国内法に基づくものであり、イギリス法の下で

---

14 多数意見では、本件手続において提出された関連文書から、WikiLeaksによって漏えいした米英間の外交文書で示唆されたような外在的な要因がイギリスのMPA設置に影響を与えた証拠は見出せないと判断した (*Chagos Award*, paras. 542-543) が、少数意見はこのような見解に疑問を呈している (*Dissenting and Concurring Opinion*, para. 90)。

15 具体的な文献については、拙稿・前掲注(1)168頁などを参照。



は、このような合意は法的効果を有するものではないとして、その法的拘束力を否定した。

これに対して、モーリシャスの基本的立場は1965年のランカスター・ハウスでの会合においても、その後のモーリシャスの閣僚会議の同意によっても、チャゴス諸島の分離に関する如何なる有効な合意も成立していないというものであった。また同諸島の分離とモーリシャスの独立を結びつけた交渉自体が自決権の侵害であるとともに、モーリシャスの閣僚会議に対する脅迫によって行われたものであったと主張した。一方で、モーリシャスは1965年に両国間に有効な合意が成立していなかったとしても、モーリシャス独立後もイギリスがチャゴス諸島を保持し続け、歴代イギリス政権によって1965年合意に規定された具体的な約束が明示的に更新されてきたという事実によって拘束的性格を有するものになったと主張した。

## ② 判決における1965年合意の有効性に関する論理

「I. 仲裁判決の概要」でみたように、両者の主張に対して本件仲裁廷は、チャゴス諸島の分離をめぐって両国の間で行われた交渉の結果をイギリス国内法に基づく「約因」が成立したことによって判断した。その上で、1965年合意の有効性と拘束力がモーリシャスの独立によって1965年合意が国際法上のものに転換され、その有効性と拘束力は引き続き維持されたことは同合意をめぐる両国間のやり取りからも確認されるとした。

しかし、本件仲裁廷は、上記のように1965年合意について、約因の成立による合意の拘束力の発生、モーリシャスの独立による国際法上の合意への転換と拘束力の維持を認定する一方で、なお国際法上の禁反言もイギリスのモーリシャスに対する義務の根拠として援用した。従来の国際裁判においても、しばしば禁反言は義務の根拠として主張され、検討の対象とされてきたが、いずれの事件でも、結論としてその具体的な適用は否定されてきた<sup>16</sup>。しかるに、本件仲裁廷は、国際判例から改めて国際法上の禁反

言について、(a)国家の明確かつ一貫した表示、(b)表示をなした機関の権限の有無、(c)不利益的利益の有無、及び(d)信頼の正当性といった4つの基準を示し、本件との事実関係において詳細な検討を行なった結果、イギリスのMPA設立の手法が禁反言に反するものであると認定した。

こうした仲裁廷の判断は、国家を両当事者とする国際裁判では初めて禁反言に基づく義務の存在と一方当事国の違反を認定したものである<sup>17</sup>。他方で、仲裁廷自身が国際法上拘束力を有するとした明示の文書（1965年合意）が存在するにも関わらず、何故に、本来明示の合意による拘束力が存在しない場合に援用される、より抽象的な一般原則である禁反言を援用したのか、という点には疑問が残される<sup>18</sup>。

### ③ 反対意見による批判とその意義

前述のように、多数意見は1965年合意の成立と存続について独立以前と独立以後とに判然と分けた上で、国内法上有効に成立した1965年合意がモーリシャスの独立によって主権国家間の合意に転換したと判断した。これに対し、反対意見は、多数意見がイギリス国内法を準拠として等閑視した、同意の主体であった「モーリシャス閣僚会議」の人民としての代表性や合意の形成に至るプロセスにおけるモーリシャス閣僚会議とイギリス政府の非対称性を問題視した<sup>19</sup>。

16 過去の国際裁判における「禁反言」に関する主張と判断については、櫻井大三「国際法における禁反言：国際裁判例における要件論の展開」『法学新報』116巻3・4号（2009年）365-394頁参照。

17 *Chagos Award*, paras. 434-448. また、本件における禁反言の適用に関する評価については、櫻井大三「国際法における禁反言の概念」『国際法外交雑誌』116巻3号（2017年）268-275頁を参照。

18 *See also Chagos Award*, para. 437.

19 現代国際法における「不平等条約」の等閑視とその意義を論じたものとして Mathew Craven, "What happened to unequal treaties? The continuities of informal empire," 74 *Nordic Journal of International Law* (2005), Vol. 74 No. 3-4, pp. 335-382

特に後者について、反対意見は、1960年の「植民地と人民に独立を付与する宣言」(決議1514(XV))において、植民地の分離は国際法に違反するものであると示されていたことを重視する。その上で、当時のイギリスにとってモーリシャスとの交渉が困難なものであったとしても、当時の両国は、宗主国と植民地との関係にあり、モーリシャスにはチャゴス諸島の分離について選択の余地は残されていなかったとした。そして、事実の問題として、多数意見の否定したイギリスによる「脅迫」や「圧力」の存在を指摘するとともに、法の問題として、脱植民地化・自決権の観点から、イギリスには、主権国家間の外交交渉では認められるような圧力であっても、植民地であるモーリシャスに対しては用いることが認められない責任・義務があったとした<sup>20</sup>。

本判決は、自決権の成立時期やその法的効果をめぐる論点に関する判断を回避し、1965年合意の有効性に関わる問題を禁反言の適用によって補強したとも解することも出来るが、結果として2016年に改めて国連総会によってICJに勧告的意見が求められた諮問事項の内容には、本件仲裁判決に対する反対意見による批判の影響を読み取ることができる。勧告的意見においても、植民地下及び脱植民地化の過程における合意の成立や有効性が自決権の法的効果との関係で、どのように判断されるのかが注目される。

## (2) 妥当な考慮

本件訴訟の具体的な契機となったイギリスのMPAの一方向的な設置とUNCLOSとの整合性について、仲裁判決では、その手法において

参照。

20 イギリスが自決権は1970年の友好関係宣言(総会決議2625)採択によって初めて適用可能な慣習法として確立したと主張したのに対し、反対意見は上記「植民地と人民に独立を付与する宣言」決議の内容に加え、UNCLOS自体に293条及び自決権についての言及(305条)がある以上、本件における自決権の適用を妨げるものはないとした(Dissenting and Concurring Opinion, pp. 18-19)。

UNCLOS における沿岸国の権利と義務に関する 2 条 3 項, 56 条 2 項, そして 194 条上の義務, 具体的には沿岸国が自国の権利を行使する際に, 他国の権利及び義務に妥当な考慮を払うべき義務に違反するものであるとの判断が下された<sup>21</sup>。

沿岸国における海洋の利用における非沿岸国の権利・利益の調整基準については, UNCLOS 成立以前から, しばしば国際裁判の争点として浮上してきた<sup>22</sup>。UNCLOS の交渉においても, こうした点が考慮され, UNCLOS 全体で「妥当な考慮 (due regard)」への言及は, 領海, EEZ, 公海などの各水域に関して 19 か所あるとされる<sup>23</sup>。

本件仲裁廷では, 管轄権判断の段階における諸規定の解釈と同様に, 当事国の主張も含め上記の規定の起草過程が検討され, その構造上, その沿岸国はその管轄権の行使に際して求められる基準は表現の違いこそあれ, 一貫して理解されるべきものであるとの見解が示された<sup>24</sup>。他方で, 本件仲裁廷においても「妥当な考慮」は一律の行動の基準を定めたものではなく, 個別・具体的な状況に則して解釈されるべきものであると明言された。本件では, 特に 56 条 2 項との関係において, 妥当な考慮とは対象となる権利によって要請されるものであり, MPA の設立によって影響を受けるモーリシャスの権利の性質・重要性, 予期される侵害の程度, MPA の性格・目的及び他に取りうる手段が考慮の対象として具体的に列挙されるとともに, これらには, 通常, 当該海域に権益を有している国家との「協議」が含まれるとした。

他の仲裁判決では, こうした諸要素の考慮に際して, 合理性・必要性・

---

21 *Chagos Award*, paras. 499-536.

22 UNCLOS 設立以前と過去の事例については, Guobin ZHANG, “A Discussion on Due Regard in the United Nations Convention on the Law of the Sea,” *China Oceans Law Review*, Vol. 70 (2014), pp. 71-77, pp. 83-88 参照。

23 *Ibid.*, *supra* note 22, pp. 72-73.

24 *Chagos Award*, para. 503.

均衡性などの一般的基準が示されているが<sup>25</sup>、本件では、チャゴス諸島の分離と1965年合意締結の発端となったディエゴ・ガルシア島を軍事基地として租借するアメリカとイギリスとの協議との比較に具体的な基準が求められた。本件仲裁廷は、こうした協議は相手方の無制限な満足を求めるものではないものの、権益のバランス、提案に対する妥協の提示と権益の保証の意欲、さらに想定される権益の影響への配慮が含まれなくてはならないとし、結果としてイギリスの義務違反を認定した。

本件での判示を沿岸国による MPA の設置一般に敢えて換言するとすれば、例え UNCLOS 194条に基づく環境保護を目的とするものであって、沿岸国の側には、特に全面禁漁などの他国の権利に重大な影響を与える措置の導入に際しては、より制限的でない措置の検討など、本件で示された種々の要素について関係国との協議を含む「真摯な取り組み (significant engagement)」が求められることになる<sup>26</sup>。

### 3. 本件仲裁判決後の展開：紛争の継続と拡散

#### (1) 仲裁判決の履行

前述のように、本件では問題となった MPA 設立の手法に国際法違反があったことが認定されたものの、仲裁廷は MPA の実体的な内容を予断するものではないことを述べ、さらに海洋環境を保護するために相互に満足のいく取極めを得るために、本来、MPA の設定以前に行われるべきだったとする今後の協議の可能性を指摘したものの、こうした協議も法的に義務付けるものではなかった。他方で、1965年合意の有効性を前提として、イギリスにはチャゴス諸島が防衛目的で必要とされなくなった場合には、

25 近年の事例の分析として、兼原敦子「排他的経済水域の沿岸国の権利：アークティック・サンライズ号事件を素材として」『上智法学論集』60巻3号(2017年)251-255頁。

26 *Chagos Award*, para. 519, paras 540-541.

モーリシャスに返還する義務、すなわち同諸島に対するモーリシャスの本来的な領有権の存在が確認されることになった。こうした判決を受け、イギリス政府は議会における答弁や外務省作成の報告書などにおいて、判決では領有権問題に対する管轄権も含めてイギリスの主要な主張は受け入れられているとの立場を明らかにした<sup>27</sup>。MPAについても判決中で措置の性質や環境保護の重要性について何ら予断を持たないことが明言されていることから<sup>28</sup>、本件判決は当該MPAの合法性やその存続に法的有効性に与えるものではないとの前提に立ち、判決の履行に向けて、改めてモーリシャスとの間で当該海域における環境保護について協議を求めてゆく方針を示した<sup>29</sup>。

これに対して、モーリシャスは、イギリスが一方的に設置したMPAの存続やチャゴス諸島の主権に関する問題の切り離しを前提としたイギリスの提案に応じることはなく<sup>30</sup>、判決直後の2015年4月に開催されたインド洋マグロ類委員会（IOTC）の会合では、チャゴス諸島に対する領有権とMPAの違法・無効を主張するモーリシャスと本件判決はMPAの無効を宣言したものではないとするイギリスとの間で激しい議論の応酬がなされ<sup>31</sup>、両国の主張は平行線を辿ることになった。

---

27 FCO, Legal Directorate Annual Report 2015, p. 18; Jon Lunn, Disputes over the British Indian Ocean Territory: July 2016 update, House of Commons Library, Commons Briefing papers SN06908, p. 6.

28 *Chagos Award*, para. 544.

29 FCO, *supra* note 27, p. 18; Lunn, *supra* note 27, p. 6.

30 Jon Lunn, Disputes over the British Indian Ocean Territory: July 2017 update, House of Commons Library, Commons Briefing papers SN06908, pp. 10-12.

31 IOTC Circular 2015-044: Statement by Mauritius on the ruling of the Arbitral Tribunal in the case of the Republic of Mauritius versus the United Kingdom. IOTC, Victoria, Seychelles; IOTC Circular 2015-045: Statement by UK (OT) on the ruling of the Arbitral Tribunal in the case of Mauritius vs United Kingdom. Victoria, Seychelles.

## (2) ICJ への勧告的意見の諮問

その後も、モーリシャスは、アフリカ連合や国連総会などの国際機関の場を通じて、MPAの違法性及び無効とチャゴス諸島の返還を求める主張を展開し<sup>32</sup>、2016年5月には、国連総会を通じてチャゴス諸島に関する主権の問題についてICJに対して勧告的意見を求める意向を表明した。

この間も、イギリスは、既に自らの主権に対する立場を維持しつつ、モーリシャスに対して、ディエゴ・ガルシア島を含む全諸島に対する環境・科学的な知見に基づく共同管理や安全保障に関する協力の強化などに関する提案を行ったとされるが<sup>33</sup>、モーリシャスによるチャゴス諸島に対する主権に関する勧告的意見を求める主張は、2017年6月22日に国連総会の場で94対15の多数決によって決議として採択され<sup>34</sup>、ICJに対して以下の2点について勧告的意見が求められることになった。

- ・1960年12月14日の「植民地と人民に独立を付与する宣言」(決議1514(XV))、モーリシャスの法的地位に関連する1965年の総会決議2066(XX)、1966年同2232(XXI)及び1967年の同2357(XXII)を含む国際法に鑑みて、モーリシャスからのチャゴス諸島の分離後に1968年に独立を果たしたモーリシャスの脱植民地化の過程は合法的に完了したものであったか？
- ・モーリシャスがチャゴス諸島にルーツを有する同国民の同諸島への再定住計画を実施できないことを含め、チャゴス諸島に対するイギリスの施政の継続から生じる、上記の決議に反映された義務を含む国際法上の帰結とはいかなるものか？

モーリシャスは上記の決議の採択を歓迎したものの、イギリスは、本件

32 アフリカ連合では、モーリシャスの主張を全面的に支持する決議(African Union, Resolution on Chagos Archipelago Doc EX.CL/901 (XXVII) - 14/15 June 2015 (Decision No. Assembly/AU/Res. 1 (XXV))が採択された。

33 Lunn, *supra* note 30, p. 13.

34 この際、65ヶ国が棄権し、EU諸国のうち19ヶ国も棄権した(UN GA Resolution 71/292)。

に関して勧告的意見を求めることは、ICJ への国家間紛争の付託の基礎となる同意原則を迂回するものであるとして反発している<sup>35</sup>。

### (3) イギリスにおける国内訴訟

上記の勧告的意見の諮問事項にも含まれているチャゴス人の再定住問題については、長年にわたる法廷闘争に加え、仲裁判決が下された2015年には再定住についての具体的な選択肢が示された独立委員会によるレポートが提出された。しかし、2016年11月に再びイギリス政府は、安全保障上の理由と計画の実現にかかるコストを理由として、チャゴス人の再定住計画の実施を否定することを公式に表明した<sup>36</sup>。

この政府の決定を受け、再定住についての訴訟が継続するとともに、これらの訴訟のなかで、改めてチャゴス諸島周辺に設置されたMPAの国内法上の合法性・有効性が問題とされることになった<sup>37</sup>。一連の国内訴訟のなかではWikileaksからの流出文書が一方的かつ拙速なMPA設置が不適切な理由に基づくものであることの証拠として裁判所に提出され、MPA設置の合法性に関する判断が求められたが、イギリス政府は、流出した公電の証拠採用は1961年外交関係条約に反するものであると主張している<sup>38</sup>。

### (4) ディエゴ・ガルシア島におけるアメリカ軍基地問題

本件訴訟の背景のひとつとされるディエゴ・ガルシア島における米軍基

---

35 当該勧告的意見の諮問の手法及び実体法上の問題点については、藤澤巖「チャゴス諸島に関する勧告的意見諮問の背景と国際法上の意義」『国際法学会エクスパート・コメント』No. 2018-2参照。

36 Lunn, *supra* note 30, pp. 16-17.

37 *Ibid.*, p. 17.

38 Lunn, *supra* note 30, p. 18; Jon Lunn, Disputes over the British Indian Ocean Territory: August 2018 update, House of Commons Library, Commons Briefing papers SN06908, p. 12.



地の設置を認めた1966年の交換公文には50年間の期限が付されていた。この公文には、いずれか一方の意思表示がない限り、その効力が終了することが規定されていたが、前述のチャゴス人の再定住計画を実施する意思がない旨を表明した2016年11月、イギリス政府は、依然として安全保障上の意義があるとして、公文の有効期限が20年間延長されることを発表した<sup>39</sup>。

#### 4. むすびにかえて

##### (1) 本件仲裁の国際法上の紛争処理手続としての機能と限界

しばしば領有権紛争などに関して国際裁判への提訴は「紛争解決の切り札」として語られる。しかし、判決公表後いち早く公刊された評釈では、本件判決によって、本件訴訟の直接の当事者であるモーリシャス・イギリス両政府だけでなく、利害関係者であるチャゴス諸島への帰還を求めているチャゴス人やその支持グループ及びMPAの設置を支持していた環境保護論者の全てが、それぞれの主張・政策を果たすことが出来ず、「敗者」となると評された<sup>40</sup>。

1990年代後半に設立され多数国条約体制に埋め込まれた各種の紛争処理・履行確保手続の多くは、本件仲裁手続の根拠となったUNCLOSのように義務的管轄権の有無にかかわらず、それぞれの任務及びその設立根拠となる条約に基づき、「条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争」を管轄権の原則的な範囲とし、またその管轄権にも各種の制約が付され、紛争の法的側面に限っても部分的な判断を下すことしか出来ない。本件仲裁廷内における当事国の申し立てに基づく取り扱うべき紛争の性質決定やUNCLOSの義務的紛争解決制度の射程に関する見解の対立は、特定の条

39 モーリシャスは、同国の主権が認められれば、基地の存続自体には反対しないとされている (*Ibid.*, p. 18)。

40 Thomas Appleby, "The Chagos marine protected arbitration - A battle of four losers?," *Journal of Environmental Law*, Vol. 27 (2015), p. 540.

約体制の下でも国際法の解釈適用によって処理すべき「紛争」それ自体の同定や長年に及ぶ包括的な交渉の中で作成され、様々な適用除外や例外が錯綜する管轄権に関する条項を有する各種の紛争処理・履行確保手続が自らの任務を如何に特定し、客観的基準によって一貫した管轄権を行使することの困難さを示すものでもあった<sup>41</sup>。

特に本件仲裁では判決全体の3分の2を占めた管轄権条項の解釈において、包括的な交渉の結果、定立された条約体制において明示的な文言・規定に表現されなかった事項に関して、主に交渉・起草過程に対する仲裁廷の独自の判断から導かれた全体のバランス、あるいは条約の構造といった条約体制の固有の性格に解釈の妥当性の根拠を求めることになった。

一般慣習法とされるウィーン条約法条約の解釈規則は、合意された条文の存在を前提としたものであり、仲裁廷が上記のような解釈手法を採用したことはそれ自体として非難されるべきものではない<sup>42</sup>。しかし、結果として、本件仲裁廷による解釈が極めて記述的なもの（descriptive）となり、反対意見によって批判されたように包括的な多数国間交渉における残された記録と条文として残されなかった不都合に対する推論を組み合わせた一貫性を欠く解釈ではなかったことは否めない<sup>43</sup>。その意味では、本件仲裁判決は、個別の紛争処理という点のみならず、「法の手続」としての国際裁判による条約の解釈適用の一般性という観点からも、その質が問われるものであった。

他方で、如何なる条約体制においても、国家の合意の前提であり、その

41 こうした指摘については、西村弓「海洋紛争と国際裁判」『国際問題』No. 597（2010年12月）24-26頁、奥脇直也「海洋紛争の解決と国連海洋法条約：東アジアの海の課題」『国際問題』No. 617（2012年12月）19-20頁など参照。

42 むしろ、条約法条約解釈規則自体への依存に対する批判として Kasikili/Sedudu Island (Botswana/Namibia), *ICJ Reports* 1999, Separate Opinion of Judge Oda, p. 118 参照。

43 See especially, *Chagos Award*, para. 216, para. 219.

合理性や正当性の基盤となる交渉の妥結時に想定された共通利益のバランスや構造が必ずしも維持され続けるわけではない<sup>44</sup>。現実には生じる「紛争」の多くは、具体的な権利義務関係に関する見解の相違のみならず、時には設立当初の共通利益のバランスや構造自体の変化、あるいは条約体制を取り囲む環境の変化によってもたらされることも少なくない。本件仲裁廷が直面した課題は、「既存の国際法の解釈適用」をその拠り所とする国際裁判が交渉の結果として残された不合意の帰結や条約体制を取り囲む環境の変化に対して、如何に説得的な解釈を提示しうるのかという問題であると同時に、こうした不合意の帰結や外部環境の変化に対して適切に対応しうる場なのかという疑問を生じさせるものでもあった<sup>45</sup>。

前述のように、本件仲裁判決では UNCLOS の解釈又は適用に関する当事国間の「紛争」として仲裁廷が下した法的判断を契機とした両当事者による歩み寄りや協議は見られず、本件手続開始以前と同様の議論の応酬が継続し、むしろ固定化された両者の主張の対立は国連総会の間を経て ICJ に改めて勧告的意見を求めることになった。ICJ の勧告的意見の内容を予断することは出来ないが、その諮問事項は両国が問題の本質とみなすチャゴス諸島の領有権紛争ではなく、また ICJ が下す法的判断も法的拘束力を有するものではない。こうした事態の推移は、領有権や旧島民の帰還権を巡る長年の紛争を背景に有する複合紛争である本件の解決の困難さを示すものであるとともに、紛争一般に対して制限的な管轄権しか有さない各種の紛争処理・履行確保手続の有効性の限界を示すものである。と同時に、

44 条約をめぐる環境の変化に関する国際裁判の関与の在り方の分析として、見矢野マリ「国際行政法の観点からみた捕鯨判決の意義（捕鯨判決と調査捕鯨の行方）」『国際問題』No. 636（2014年11月）43-58頁参照。

45 もちろん、こうした変化に対応した国際裁判の役割を支持するものとして、M. Aksensova and C. Burke, “The Chagos Islands Award: Exploring the Renewed Role of the Law of the Sea in the Post-Colonial Context,” *Wisconsin International Law Journal*, Vol. 35 (2017), p. 1.

ICJ への勧告的意見の要請に至る一連の紛争をめぐる展開は、部分的かつ多元的に訴訟手続が交錯する国際社会の現状を利用し<sup>46</sup>、自国の主張の正当性を喧伝し、有利な交渉環境を実現しようとするモーリシャスの訴訟・外交戦略であるとも言える。

## (2) 今後の課題

冷戦が終結した1990年代後半から定立された数多くの多数国間体制は、参加国が各分野における様々な国際法規とともに、それらの規律に関する紛争処理・履行確保手続とその管轄権に対する包括的合意によって成立したものであった。そして、こうした事前の包括的合意に基づき自動化された紛争処理手続・履行確保手続は、「紛争解決」に向けた具体的合意なき一方的付託の増加とともに、各国にこれらの手続を利用した国内社会における「現代型訴訟」に類似した訴訟戦略を可能にすることになった。しかし、一方的付託の増加は、本件仲裁でみられるように国際法の解釈適用による「紛争処理」を委ねられた当該機関に紛争に関わる事実関係の認定や法的論点の整理に多大な負担を課すものである。と同時に、こうした具体的な合意なき一方的付託に対する「紛争処理」が当事国間の「紛争解決」に果たす役割自体が、一方的付託による争訟事件が増加し始めた当初から「国連の主要な司法機関」である ICJ においても疑問視されていた<sup>47</sup>。

無論、各種の条約体制における紛争処理・履行確保手続は、必ずしもそのすべてが既存の国際法の解釈適用による紛争処理のみを前提としたものではない。しかし、義務的管轄権の有無にかかわらず、これらの手続に紛

---

46 必ずしも本案判決を目的としない国際裁判の付随的手続の部分的な利用に対する分析として、奥脇直也「武力紛争と国際裁判：暫定措置の法理と機能」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』（東信堂、2004年）784-827頁参照。

47 小田滋「国際司法裁判所「義務的管轄」の虚像：争訟事件の統計から見た実像」『上智法学論集』44巻2号（2000年）1-33頁。

争の争点を付託し、一定の法的判断・救済を求めることは、第三者の関与による事実関係の明確化や法的論点の整理を通じて、紛争の複雑性の縮減や紛争の解決を促進することへの紛争当事者の期待の存在を意味するものであり、如何に既存の国際法の解釈適用の枠組みの内において、上記の課題を実現し、その判断を正当化するかは、特に紛争の法的処理を任務とする国際裁判のレゾンデートルでもある<sup>48</sup>。そして、南シナ海仲裁裁判のように当事国の一方が国際裁判自体の有効性を争っている場合であっても、本件のように仲裁裁判やその判決の有効性自体に争いが無い場合であっても、既存の国際法の解釈適用による「紛争処理」と当事者間の「紛争解決」の隙間を埋めるものは、最終的には当事者間の外交交渉に他ならない<sup>49</sup>。

国内法における現代型訴訟では、訴訟を通じて既存の法制度の合理性や正当性の欠如が明らかにされることにより、立法や新たな合意形成によって既存の権利義務関係の組み換えによる紛争解決が図られる場合もある。しかし、独自の法過程を有する国際法においては、多くの場合、立法による解決は期待できない。判決後においても当事者を中心とする外交が機能しない限り、国際法の解釈適用による「紛争処理」と「紛争解決」との乖離は放置され、国際社会の「裁判化」と各国による部分的な利用の増加は、国際社会の「法の支配」の拡大とは相反する、国際公共財としての国際裁判の形骸化・空洞化を招くことにもなりかねない<sup>50</sup>。

国際法学においても、急速に増加・拡大する解釈実践の集積を前に「法の手続」としての国際裁判を自己完結なものとして手続法上の技術論や実体法上の各種の裁判所の言明の一貫性・整合性の追求に偏する傾向が見ら

48 奥脇直也「国際調停制度の現代的展開」『立教法学』50巻（1998年）46頁。

49 奥脇・前掲注(41)26-27頁；小寺・前掲注(3)3-4頁；Appleby, *supra* note 40, pp. 38-39.

50 小田・前掲注(47)20-26頁；小寺・前掲注(3)4-5頁。

れる。しかし、各条約体制が独自の利害と法過程に基づいて成立する国際社会において、法を生成・維持する基盤となる条約体制や秩序の在り様を検討することなしに、当該紛争処理・履行確保手続を通じた既存の国際法の解釈適用の妥当性の個別性と一般性を弁別することは出来ない。むしろ、こうした法と秩序との対話のない、当該紛争処理・履行確保手続を通じた国際法の解釈適用が当事者間の具体的な行動やその論理に与えた影響の検証を捨象した国際法研究は、法とそれが機能する場としての外交を自己閉塞に陥らせることになろう。

2018年12月7日脱稿